

人事院会議議事録

会議日

令和8年2月12日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (職員福祉局)
小川補償課長
(給与局)
伊藤給与第二課長、井手給与第三課長

議題

給与法の改正等を踏まえた人事院規則の一部改正等

議事の概要

- 議題「給与法等の改正を踏まえた人事院規則の一部改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

給与法の改正等を踏まえた人事院規則の一部改正等について

院議資料

令和7年の給与法の一部改正等を踏まえ、令和8年4月1日に施行すべき事項について、以下のとおり、人事院規則の一部改正等を行うこととしたい。

令和8年2月12日
職員福祉局・給与局

1 人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

在級期間表を廃止し、昇格制度等の見直しを行うとともに、初任給制度の見直し・簡素化を行う。

【第2条、第11～22条、第25～28条、第37条、第46～48条、別表第2、別表第3、別表第6】

2 人事院規則9-24(通勤手当)の一部改正

自動車等使用者に対する通勤手当について、距離段階区分別の手当額を定め、65km以上から100km以上までの区分を新設するとともに、駐車場等に係る通勤手当の支給額等を定める等の改正を行う。

【第3条～4条、第8条～8条の3、第12条、第15条、第16条～22条】

3 人事院規則9-34(初任給調整手当)の一部改正

「初任給調整手当」から「第一種初任給調整手当」への名称変更に対応するとともに、第二種初任給調整手当の支給期間及び支給額等を定めるほか、所要の改正を行う。

【第1条～第15条、別表第1～別表第3】

4 人事院規則9-40(期末手当及び勤勉手当)の一部改正

交流採用及び研究休職に係る在職期間等の取扱いについて見直しを行う。

【第5条、第6条】

5 人事院規則9-49-57(人事院規則9-49(地域手当)の一部を改正する人事院規則)の一部改正

地域手当の段階的な見直しを行うことに伴い、令和8年度における支給割合を定める。

【附則別表第1】

6 人事院規則9-55(特地勤務手当等)の一部改正

最新のデータを踏まえ特地官署等を見直すことに伴い、特地官署等を規定している別表を改正するほか、所要の改正を行う。

【第1条～第4条、別表第1及び別表第2】

7 人事院規則9-80(扶養手当)の一部改正

大学生年代の扶養親族の所得限度額を年額150万円に引き上げる改正を行う。

【第2条】

8 人事院規則16-0(職員の災害補償)の一部改正

駐車場等に係る通勤手当の新設に伴い、同手当を平均給与額の算定基礎に追加する。また、第二種初任給調整手当の新設に伴い、採用日に被災した場合の平均給与額の算定対象となる給与として同手当を追加する。

【第8条の2、第13条】

9 人事院規則16-2(在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例)の一部改正

第二種初任給調整手当の新設に伴い、在外公館に採用された職員が採用日に被災した場合等の平均給与額の算定対象となる給与として同手当を追加する。

【第2条】

※1～9の改正に伴い、以下の人事院規則及び人事院会議決定について規定の整備等を行う

① 人事院規則

- ・ 人事院規則 1-34 (人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)
- ・ 人事院規則 1-69 (職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣)
- ・ 人事院規則 1-72 (職員の令和七年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣)
- ・ 人事院規則 1-74 (職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣)
- ・ 人事院規則 1-80 (職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣)
- ・ 人事院規則 9-5 (給与簿)
- ・ 人事院規則 9-7 (俸給等の支給)
- ・ 人事院規則 9-122 (専門スタッフ職調整手当)
- ・ 人事院規則 9-148 (給与法附則第10項、第12項又は第13項の規定による俸給)
- ・ 人事院規則 21-0 (国と民間企業との間の人事交流)
- ・ 人事院規則 24-0 (検察官その他の職員の法科大学院への派遣)

② 人事院会議決定

- ・ 人事院規則 9-8第49条に基づく人事院の承認について
- ・ 特地官署等の指定基準

【公布日】 令和8年2月13日
【施行日】 令和8年4月 1日

(参考) 人事院規則9-8等の改正に伴い、以下の人事院公示(権限委任公示)の規定の整備等を行う

- ・ 昭和38年人事院公示第5号
- ・ 平成12年人事院公示第4号
- ・ 平成15年人事院公示第22号
- ・ 平成29年人事院公示第10号
- ・ 令和元年人事院公示第1号
- ・ 令和2年人事院公示第17号
- ・ 令和4年人事院公示第23号

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一八―九七

人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則
人事院規則九一八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(定義)	(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 採用試験 規則八―一八(採用試験)第一条第一項に規定する採用試験(規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験(第十一条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。)を除く。)をいう。

六〇七七 (略)

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四 (略)

五 採用試験 規則八―一八(採用試験)第一条第一項に規定する採用試験(規則八―一八第三条第四項に規定する経験者採用試験(第十一条第三項において「経験者採用試験」という。)を除く。)をいう。

六〇七七 (略)

(新たに職員となつた者の職務の級)

第十一条 新たに職員となつた者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする

る。この場合において、第二十条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者

る。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となつた者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級に決定するものとする。

3 経験者採用試験の結果に基づいて新たに職員

のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

となつた者その他人事院の定める職員（以下「経験者試験等採用者」という。）の職務の級は、各庁の長がその者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。ただし、職務の級を専門スタッフ職俸給表の四級に決定しようとする場合にあつては、あらかじめ人事院の承認を得て決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、前二項の規定の適用を受ける者以外の者の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される俸給表の最下位の職務の級）を基礎としてその者の経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして第二十条第四項前段（特別の事情がある場合には、同項）の規定の

例によるものとした場合に決定することができ
る職務の級の範囲内で決定しようとするときに
あつては当該職務の級の範囲内でその者の職務
の級を決定するものとし、当該決定することが
できる職務の級より上位の職務の級に決定しよ
うとするときにあつては人事院の定めるところ
により当該職務の級にその者の職務の級を決定
するものとする。

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号
のいずれかに掲げる者になつた者であつて、当
該者から人事交流等により引き続いて職員とな
つたものの職務の級について、当該各号に掲げ
る者となつた日の前日におけるその者の職務の

5 前項の規定にかかわらず、職員から人事交流
等により引き続き第十七条各号のいずれかに掲
げる者になつた者であつて、当該者から人事交
流等により引き続いて職員となつたものの職務
の級は、同条各号に掲げる者となつた日の前日

級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

一 俸給表の適用を受けない国家公務員

二 地方公務員

三 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者

四 前三号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤

におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

務するもの

五 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少に

より廃職又は過員を生じたことにより退職し

て一年を経過しない者

六 法令の規定により任期が定められている職

員でその任期が満了したもの

七 前各号に掲げる者に準ずる者として人事院

が定める者

(新たに職員となつた者の号俸)

第十二条 新たに職員となつた者の号俸は、次の

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

める号俸とする。

一 前条第二項に規定する職員(第四号に掲げ

(新設)

(新設)

(新設)

(新たに職員となつた者の号俸)

第十二条 新たに職員となつた者の号俸は、次の

各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定

める号俸とする。

一 前条第二項の規定により職務の級を決定さ

る職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に

れた職員 その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

二 経験者試験等採用者 各庁の長が当該経験者試験等採用者に求められる能力等を考慮して指定する採用試験の結果により採用された部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、当該

相応する経験年数を有することとなる者が、
当該経験者試験等採用者の採用の日に属する
職務の級と同一の職務の級に属する場合に受
けることとなる号俸を踏まえ、当該経験者試
験等採用者の有する能力等を考慮して決定す
る号俸（部内職員がいない者及びこれに準ず
る者として人事院の定める者にあつては、人
事院の定める号俸）

三 前条第四項に規定する職員（次号に掲げる
職員を除く。）その者に適用される初任給
基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職
種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるも
のにあつては、それぞれの区分）及び学歴免

経験者試験等採用者の有する能力等を考慮し
て決定する号俸（職務の級を専門スタッフ職
俸給表の四級に決定された職員にあつては、
最低の号俸）

三 前二号及び次号に掲げる職員以外の職員
次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号
俸

許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

(削る)

(削る)

四
(略)

イ 前条の規定により決定された職務の級の

号俸が初任給基準表に定められている職員
当該号俸

ロ 前条の規定により決定された職務の級の
号俸が初任給基準表に定められていない職
員 初任給基準表に定める号俸を基礎とし
てその者の属する職務の級に昇格し、又は
降格したものとした場合に第二十三条第一
項又は第二十四条の二第一項の規定により
得られる号俸

四
(略)

2 前条第五項各号に掲げる者から人事交流等に

より引き続いて職員となつた者の号俸について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号俸を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として人事院が定める場合には、前項の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

(初任給基準表の適用方法)

第十三条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許

等の資格又は経歴年数を有する職員(経歴者試験等採用者を除く。)の号俸については、前項の規定にかかわらず、第十四条から第十九条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を同項の規定による号俸より上位の号俸とすることができ

(初任給基準表の適用方法)

第十三条 初任給基準表は、その者に適用される俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)

及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。

2 (略)

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとし、経験者試験等採用者には適用しない。

2 (略)

3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。この場合において、「総合職（院卒）」、「総合職（大卒）」又は「専門職（大卒一群）」の区分

4
(略)

第十四条 削除

によつたときは、その旨を人事院に報告するものとする。

4
(略)

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第十四条 新たに職員となつた者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給欄に定める号俸に、次の表の上欄に掲げるその者の

有する学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分の区分に応じて次の表の下欄に定める数から同表の上欄及び中欄に掲げるその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分（その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、次の表の上欄に掲げる当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表に定める学歴免許等の区分）の区分に応じて次の表の下欄に定める数を減じた数（次条第二項において「加算数」という。）に四を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもつて、初任給基準

表の初任給欄の号俸とすることができる。

備考	博士課程修了		二十一
	修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学六卒		十八
	大学専攻科卒		十七
	大学四卒	大学卒	十六
短大三卒		十五	
短大二卒	短大卒	十四	
短大一卒又は高校専攻科卒		十三	
高校三卒	高校卒	十二	
高校二卒		十一	

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二

十六号)による大学院博士課程のうち
医学若しくは歯学に関する課程又は薬
学若しくは獣医学に関する課程(修業
年限四年のものに限る。)を修了した
者に対するこの表の適用については、
同表の上欄に掲げる「博士課程修了」
の区分に対応する同表の下欄に掲げる
数に一を加えた数をもつて、同欄に掲
げる数とする。

二 その者の有する学歴免許等の資格に
係るこの表の下欄に掲げる数について
人事院が別段の定めをした職員につい
ては、人事院が定める数をもつて、同

欄に掲げる数とする。

2 | 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「総合職（院卒）」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」及び「大学六卒」の区分、「総合職（大卒）」、「一般職（大卒）」、「専門職（大卒一群）」及び「専門職（大卒二群）」にあつては「大学卒」の区分、「一般職（高卒）」及び「専門職（高卒）」にあつては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号俸）

（経験年数を有する者の号俸）

第十五条 新たに職員となり、第十二条第一項第一号又は第四号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号俸は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号俸の号数に、その者の有する経験年数の月数を十二月で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表（一七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）とすることができる。

第十五条 新たに職員となつた次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第十二条第一項の規定による号俸（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。）の号数に、当該経験年数の月数を十二月（その者の経験年数のうち五年を超える経験年数（第二号又は第四号に掲げる者で人事院の定める職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事院の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他

の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、十八月）で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第七の四イに定める行政職俸給表（一）七級以下職員等昇給号俸数表のC欄の上段に掲げる号俸数（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの又は第三十八条の二各号に掲げる職員にあつては、別表第七の四ロに定める行政職俸給表（一）八級以上職員等昇給号俸数表のC欄に掲げる号俸数）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸（人事院の定める者にあつては、当該号俸の数に三を超えない範囲内で人事

(削る)

院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸)とすることができる。

- 一 第十三条第二項第一号に掲げる者 その者の任用の基礎となつた試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、「総合職(院卒)」にあつては「修士課程修了」、「専門職学位課程修了」又は「大学六卒」の区分、「総合職(大卒)」、「一般職(大卒)」、「専門職(大卒一群)」及び「専門職(大卒二群)」にあつては「大学卒」の区分、「一般職(高卒)」及び「専門職(高卒)」にあつては「高校卒」の区分に

(削る)

属する学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

二 第十三条第二項第二号に掲げる者及び同条第三項の規定の適用を受ける者 人事院の定める経験年数

(削る)

三 前二号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

(削る)

2 新たに職員となり、第十二条第一項第三号の

規定の適用を受ける者のうち人事院の定める者の号俸は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号俸の号数に人事院の定める数を加えて得た数を号数とする号俸とすることができ
る。

四 第一号及び第二号に該当する者以外の者で

基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）であるもの 人事院の定める経験年数

2 新たに職員となつた者のうち、その者に適用

される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で前条第一項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第一項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算数を加えた年数をもつて、前項各

(経験年数)

第十五条の二 第十一条第三項及び第四項、第十二条第一項第二号及び第二項並びに前条第一項に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として人事院が定める場合）にあつては、人事院が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2・3 (略)

号に定める経験年数とする。

(経験年数)

第十五条の二 第十一条第四項、第十二条第一項第二号及び第二項並びに前条に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合）にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2・3 (略)

(特別の事情がある職員に対する職務の級及び号俸の取扱い)

第十六条 この章の規定により職員の職務の級及び号俸を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、当該職員の職務の級及び号俸を決定することができる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸)

第十六条 第十四条又は第十五条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもつて、その者の号俸とすることができる。

第十七条から第十九条まで
削除

(人事交流等により異動した場合の号俸)

第十七条 次に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者の号俸について、第五条又は前条の規定による場合には著しく部内
の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。

- 一 俸給表の適用を受けない国家公務員
- 二 地方公務員
- 三 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
- 四 前三号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、国にその業務が移管される機関に勤

務するもの

五 官制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して一年を経過しない者

六 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの

七 前各号に掲げる者に準ずる者として人事院が定める者

(特殊の官職に採用する場合等の号俸)

第十八条 次に掲げる場合において、号俸の決定については第十五条又は第十六条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の

他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

一 顕著な業績等を有する者をもつて充てる必要のある教授、准教授、研究員、医師等の官職に職員を採用しようとする場合

二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする官職に職員を採用しようとする場合

(特定の職員についての号俸に関する規定の適用除外)

第十九条 初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分の定めがない職種欄の区分（これに

対応する試験欄の区分の定めのあるものを除く。）の適用を受ける職員については、第十四条、第十五条及び前三条の規定は適用しない。ただし、第十七条各号に掲げる者から引き続き職員となつた者その他その採用について特別の事情があると認められる者については、あらかじめ人事院の承認を得て、その号俸を決定することができる。

(昇格)

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を行政職

(昇格)

第二十条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

俸給表(一)七級以上の級その他人事院の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して人事院が定める要件を満たしていなければならぬ。

2・3 (略)

(削る)

2・3 (略)

4 | 前三項の規定により職員を昇格させる場合において、その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第六に定める在級期間表（以下「在級期間表」という。）に定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要な一級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において

(削る)

人事院が別に定めることとする要件に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

この場合において、昇格させようとする日以前における直近の能力評価及び業績評価の全体評価が「非常に優秀」の段階以上であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、在級期間表に定める在級期間に百分の五十以上百分の百未満の割合を乗じて得た期間をもつて、在級期間表の在級期間とすることができる。

5 | 第一項から第三項までの規定により職員を昇格させる場合において、在級期間表において人事院が別に定めることとする要件を満たすとき又は職員を二級以上上位の職務の級に決定する

(削る)

特別の事情があると認められる場合として人事院の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を二級以上上位の職務の級に決定するものとする。

6 第四項の場合において、在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の職員との均衡を失うと認められる職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第六」とあるのは「人事院の定める要件及び別表第六」と、「定める在級期間（職員を昇格させる場合に必要ない級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）及び在級期間表において」とあるのは「において」とする。

(削る)

7 第四項の規定による昇格は、現に属する職務

の級に一年以上在級していない職員については
行うことができない。ただし、職務の特殊性等
によりその在級する期間が一年に満たない者を
特に昇格させる必要があると認められる場合で
あつて、人事院の定めるところによるときは、
この限りでない。

(在級期間表の適用方法)

第二十条の二 在級期間表は、その者に適用され
る俸給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定
めがあるものにあつては、その区分に応じて適
用する。

2 在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当

(削る)

該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

3 第十三条第二項第二号に掲げる者又は同条第三項の規定の適用を受ける者に対する在級期間表の適用については、採用試験の結果に基づいて職員となつた者として取り扱うものとする。

4 次の各号に掲げる職員に在級期間表を適用する場合におけるその職務の級に在級した期間については、当該各号に定める期間をその職務の級に在級した期間として取り扱うことができる。

一 第十七条又は第十八条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮して

あらかじめ人事院の承認を得て定める期間

二 第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第三項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ人事院の承認を得て定める期間

(上位資格の取得等による昇格)

第二十一条 職員が第十三条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、前条(第一項後段を除く。)の規定にかかわらず、その資格等に応じた職務の級に昇格させること

(上位資格の取得等による昇格)

第二十一条 職員が第十三条第二項第一号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得し、若しくは在級期間表の異なる職種欄の区分の適用を受けることとなつた等の結果、上位の職務の級に決定される資格等を有するに至つた場合には、第二十条の規定にかかわら

ができる。

(特別の場合の昇格)

第二十二條 派遣法第三條に規定する派遣職員

(以下「派遣職員」という。)が職務に復歸した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十條(第一項後段を除く。)の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2

(略)

(初任給基準又は俸給表の適用を異にする異動

ず、その資格等に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第二十二條 派遣法第三條に規定する派遣職員

(以下「派遣職員」という。)が職務に復歸した場合又は人事院が定めるこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第二十條の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2

(略)

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の

の場合の職務の級)

第二十五条 次の各号に掲げる異動をした職員
の職務の級は、その異動後の職務に応じ決定する
(第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定
し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせ
る) ものとする。この場合において、第二十条
第一項後段に規定する職務の級に決定される職
員については、同項後段の規定を準用する。

級)

第二十五条 職員を俸給表の適用を異にすること
なく初任給基準表に異なる初任給の定めがある
他の職種に属する職務に異動させる場合には、
その異動後の職務に応じ、かつ、その異動の日
に新たに職員となつたものとした場合にその者
に適用されることとなる初任給基準表の職種欄
の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試
験欄の区分の定めがあるものにあつては、それ
ぞれの区分) 及び学歴免許等欄の区分に対応す
る初任給欄の職務の級(第十二条第一項第四号
に掲げる職員にあつては、その者に適用される
俸給表の最下位の職務の級) を基礎としてその

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある
他の職種に属する職務への異動（次号に掲げ
る異動を除く。）

二 俸給表の適用を異にする他の職務への異動
（削る）

者の経験年数に相当する期間その者の職務と同
種の職務に引き続き在職したものとみなして第
二十条第四項前段の規定の例によるものとした
場合に決定することができる職務の級（次項及
び第二十七条第一項において「仮定級」とい
う。）の範囲内で昇格させ、当該職務に応じて
降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとど
まらせるものとする。

（新設）

（新設）

2 前項の規定により昇格させようとする日以前

(初任給基準を異にする異動をした職員
の号俸)

第二十六条 前条第一号に掲げる異動をした職員
の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分
に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 (略)
- 二 その初任給の決定について第十二条第二項

における直近の能力評価及び業績評価の全体評
語が「非常に優秀」の段階以上である職員その
他勤務成績が特に良好である職員については、
同項の規定にかかわらず、人事院の定めるとこ
ろにより、これらの者の職務の級を仮定級より
上位の職務の級に決定することができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員
の号俸)

第二十六条 前条第一項に規定する異動をした職
員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区
分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- 一 (略)
- 二 その初任給の決定について第十七条又は第

の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

三 (略)

2・3 (略)

第二十七条 削除

十八条の規定の適用を受けた者及び人事院の定める者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

三 (略)

2・3 (略)

(俸給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第二十七条 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、仮定級

の範囲内で決定するものとする。

2 | 第二十五条第二項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

3 | 経験者試験等採用者を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、前二項の規定にかかわらず、その異動後の職務に応じ、その者が新たに職員となつたときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの第十一条第三項の規定により決定される職務の級を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格等の規定を適用した場合に異動の日に属することとなる

(俸給表の適用を異にする異動をした職員
の号俸)

第二十八条 第二十六条第一項の規定(第三号の規定を除く。)及び同条第二項の規定は、第二十五条第二号に掲げる異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第二十六条第一項第一号中「次号及び第三号」とあるのは「次号」と、同項第二号中「人事院の定める者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「人事院の定める者」と読み替えるものとする。

職務の級を超えない範囲内で決定するものとする。

(俸給表の適用を異にする異動をした職員
の号俸)

第二十八条 第二十六条第一項の規定(第三号の規定を除く。)及び同条第二項の規定は、前条第一項又は第三項に規定する異動をした職員の異動後の号俸について準用する。この場合において、第二十六条第一項第一号中「次号及び第三号」とあるのは「次号」と、同項第二号中「人事院の定める者(次号に掲げる者を除く。)」とあるのは「人事院の定める者」と読み替えるものとする。

(昇給区分及び昇給の号俸数)

第三十七条 (略)

259 (略)

10 第七項又は第八項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条第一号に掲げる異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

(昇給区分及び昇給の号俸数)

第三十七条 (略)

259 (略)

10 第七項又は第八項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十五条第一項に規定する異動をした職員にあつては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる職員の昇給の号俸数は、第七項又は第八項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

第四十六条及び第四十七条 削除

(平成二十四年二月一日前に告知された採用試験等の取扱い)

第四十六条 第十三条第三項前段の規定により初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「I種」又は「A種」の区分を適用した場合には、その旨を人事院に報告するものとする。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「I種」、「II種」、「III種」、「A種」又は「B種」の区分の適用を受ける者に対する第十四条第二項及び第十五条第一項第一号の規定の適用については、第十四条第二項中「「総合職(院卒)」にあつては「修士課程修

了」、 「専門職学位課程修了」 及び 「大学六卒」 の区分、 「総合職（大卒）」、 「一般職（大卒）」、 「専門職（大卒一群）」 及び 「専門職（大卒二群）」 にあつては 「大学卒」 の区分、 「一般職（高卒）」 及び 「専門職（高卒）」 とあり、 及び同号中 「総合職（院卒）」 にあつては 「修士課程修了」、 「専門職学位課程修了」 又は 「大学六卒」 の区分、 「総合職（大卒）」、 「一般職（大卒）」、 「専門職（大卒一群）」 及び 「専門職（大卒二群）」 にあつては 「大学卒」 の区分、 「一般職（高卒）」 及び 「専門職（高卒）」 とあるのは、 「Ⅰ種」、 「Ⅱ種」 及び 「A種」 にあつては

「大学卒」の区分、「B種」にあつては「短大卒」の区分、「Ⅲ種」とする。

3 | 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分のうち「一般職（大卒）」、「専門職（大卒二群）」又は「Ⅱ種」の区分の適用を受ける者に対する第十六条の規定の適用については、同条中「含む」とあるのは、「含み、当該適用される試験欄の区分が「一般職（大卒）」、「専門職（大卒二群）」又は「Ⅱ種」の区分である場合は「B種」の区分は含まないものとする」とする。

第四十七条 削除

（人事院の承認を得て定める基準等についての

（人事院の承認を得て定める基準等についての

暫定措置)

第四十八条 第十六条、第二十六条第一項第二号

(第二十八条において準用する場合を含む。)

若しくは第四十四条第二項に規定する人事院の承認を得て定めることとされている基準又は第

二十条第一項後段(第十一条第一項後段及び第

二十五条後段において準用する場合を含む。)

において人事院が定めることとされている要件が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事院の承認を得て行うものとする。

暫定措置)

第四十八条 第十八条、第二十六条第一項第二号

(第二十八条において準用する場合を含む。)

若しくは第四十四条第二項に規定する人事院の承認を得て定めることとされている基準又は在

級期間表において別に定めることとされている

事項が定められるまでの間におけるこれらの規

定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に人事院の承認を得て行うものとする。

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ 行政職俸給表(一)初任給基準表

(略)

備考

1～7 (略)

8 第5項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第5項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ロ 行政職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）

イ 行政職俸給表(一)初任給基準表

(略)

備考

1～7 (略)

8 第5項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第5項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ロ 行政職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。

(削る)

4 職種欄の「労務職員（甲）」又は「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員に対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、同欄の号俸として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
労務職員 (甲)	11年以上20年未満	1級37号俸から 1級57号俸まで
	20年以上	1級61号俸から 1級65号俸まで
	8年以上14年未満	1級17号俸から

5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。

(削る)

(乙)	年未満	1級29号俸まで
	14年以上	1級33号俸から 1級41号俸まで

注

経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

5 職種欄の「労務職員（乙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号俸が「1級1号俸から1級17号俸まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号俸をそれぞれ次の表に定める号俸に読み替えることができる。

職 種	経 験 年 数	初 任 給
-----	---------	-------

6 第1項第1号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者で有する経験年数が一年未満の「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級1号俸から1級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第2項の規定は適用しないも

<u>労務職員</u>	<u>9年以上18</u>	<u>1級21号俸から</u>
<u>(乙)</u>	<u>年未満</u>	<u>1級41号俸まで</u>
	<u>18年以上</u>	<u>1級45号俸から</u>
		<u>1級53号俸まで</u>

注

経験年数欄の経験年数は、学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

6 第1項第1号の(2)から(7)までに掲げる者のうち、新たに職員となつた者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第12条の規定の適用については、1級1号俸から1級13号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができる。

のとする。

(削る)

(削る)

ハ 専門行政職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

(削る)

7 前項の規定の適用を受けた職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「2年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から3年を減じた経験年数」とする。

8 この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。

ハ 専門行政職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

4 前項に規定する者で職務の級を1級に決定されたものに第15条第1項の規定を適用する場合には、

4～6 (略)

7 第4項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第4項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ニ 税務職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～4 (略)

5 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者

同項第3号に定める経験年数から0.5年を減じた期間をもつて、同号の経験年数とする。

5～7 (略)

8 第5項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第5項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ニ 税務職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～4 (略)

5 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これ

に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ホ 公安職俸給表(一)初任給基準表

(略)

備考

1～6 (略)

7 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

らの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ホ 公安職俸給表(一)初任給基準表

(略)

備考

1～6 (略)

7 第2項又は前項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第2項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

る。

へ 公安職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

1～6 (略)

7 第3項又は前項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、第3項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

ト (略)

チ 海事職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

へ 公安職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

1～6 (略)

7 第3項又は前項の規定の適用を受ける職員について、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、第3項又は前項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもつて、同号の経験年数とする。

ト (略)

チ 海事職俸給表(二)初任給基準表

(略)

備考

1 (略)

2 この表の適用を受ける職員で、有する経験年数が1年未満のものに対する第12条第1項の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ8号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員には、第15条第2項の規定は適用しないものとする。

リ・ヌ (略)

ル 研究職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

1 (略)

2 この表の適用を受ける職員で、その職務の級を1級に決定されたものに対する第12条の規定の適用については、この表の初任給欄の号俸からそれぞれ8号俸上位の号俸までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号俸が、この表の初任給欄の号俸として定められているものとして取り扱うことができるものとし、これらの職員に第15条第1項の規定を適用する場合には、同項中「5年を超える経験年数」とあるのは「3年を超える経験年数」と、同項第3号中「経験年数」とあるのは「経験年数から2年を減じた経験年数」とする。

リ・ヌ (略)

ル 研究職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1～3 (略)

4 前項又は第6項の規定の適用を受ける職員に第15条の2第2項の規定を適用する場合には、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄に、前項又は第6項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分が掲げられているものとして取り扱うものとする。

5・6 (略)

ヲ～カ (略)

ヨ 福祉職俸給表初任給基準表

(略)

備考

児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸及び

4 前項又は第6項の規定の適用を受ける職員については、第14条の規定は適用しないものとし、これらの職員に第15条第1項第1号の規定を適用する場合には、前項又は第6項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもって、同号の経験年数とする。

5・6 (略)

ヲ～カ (略)

ヨ 福祉職俸給表初任給基準表

(略)

備考

1 児童自立支援事業、児童福祉事業等に従事したことにより児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員又は保育士になつた者のうち、人事院が定める者にこの表を適用する場合における初任給欄の

当該者の経験年数は、人事院が別に定めるところによる。

(削る)

別表第三 学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	一 博士 課程修了	(1) <u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）</u> による大学院博士課程の修了 (2) (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

号俸は、人事院が別に定める。

2 前項に規定する者で人事院が定めるものに第15条第1項の規定を適用する場合には、同項第3号に定める経験年数から人事院の定める年数を減じた年数をもって、同号の経験年数とする。

別表第三 学歴免許等資格区分表（第十三条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大 学卒	一 博士 課程修了	(1) <u>学校教育法</u> による大学院博士課程の修了 (2) (略)
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

備考 (略)

別表第六を次のように改める。

別表第六 削除

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前に新たに職員となった者の号俸の調整)

第二条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に規則八―一八（採用試験）第一条第一項に規定する採用試験又は選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。）の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号俸については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

第三条 施行日前に国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）のうち事務（社会人）、技術（社会人）、

農業（社会人）、農業土木（社会人）又は林業（社会人）の区分試験（規則八―一八第四条第三項に規定する区分試験をいう。）その他これに相当する規則九―八第二条第五号に規定する採用試験として人事院が定めるものの結果に基づいて新たに職員となった者その他これらの職員との権衡上必要と認められる職員の施行日における号俸については、施行日以後に新たに職員となった者との均衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（雑則）

第四条 前二条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事院が定める。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第五条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一（略）

二 給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
規則九― 八（初任 給、昇給 格、昇給 等の基 準）	第十一条第三 項ただし書、 第十六条、第 二十二条第二 項、第二十四 条の二第三 項、第二十六 条第一項第二 号（第二十八 条において準	俸給関係審査協議 書	俸給関係審査協議 書
		五年	廃棄
			満了時の 措置

改正前

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一（略）

二 給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
規則九― 八（初任 給、昇給 格、昇給 等の基 準）	第十一条第三 項ただし書、 第十八条、第 十九条ただし 書、第二十条 の二第四項各 号、第二十二 条第二項、第 二十四条の二 第三項、第二	俸給関係審査協議 書	俸給関係審査協議 書
		五年	廃棄
			満了時の 措置

第四十八条の	<p>用する場合を 含む。)、第 三十条、第四 十条、第二十 四条第二項、 第四十四条の 二、第四十五 条、第四十八 条、第四十九 条又は別表第 二の研究職俸 給表初任給基 準表の備考第 一項の承認に 関する文書</p>
(削る)	<p>派遣職員がその派 遣期間中に退職す る場合における号 俸の調整の承認の 文書 俸給の訂正の承認 の文書 これらの承認の申 請の文書</p>

第十三条第三	<p>十六号第一項 第二号(第二 十八条におい て準用する場 合を 含 む。)、第三 十条、第二十 四条、第四十 条第二項、第 四十四条の 二、第四十五 条、第四十八 条、第四十九 条又は別表第 二の研究職俸 給表初任給基 準表の備考第 一項の承認に 関する文書</p>
初任給基準表の試	<p>派遣職員がその派 遣期間中に退職す る場合における号 俸の調整の承認の 文書 俸給の訂正の承認 の文書 これらの承認の申 請の文書</p>

備考 一〇五 (略)	三〇二十 (略)	(略)	
		(略)	二の報告の文書
		(略)	職員の級及び号俸の決定等に係る事項についての報告の文書
		(略)	
		(略)	

備考 一〇五 (略)	三〇二十 (略)	(略)	
		(略)	項、第四十六 条第一項又は 第四十八条の 二の報告の文 書
		(略)	験欄の「総合職 (院卒)」等の区 分を適用した場合 の報告の文書 職員の級及び号俸 の決定等に係る事 項についての報告 の文書
		(略)	
		(略)	

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項に掲げる人事管理文書(同条の規定による改正後の規則一―三四別表の二の表規則九―八(初任給、昇格、昇給等の基準)の項に掲げるものを除く。)の保存期間及び保存期間が満了したときの措置については、なお従前の例による。

(人事院規則一―六九等の一部改正)

第七条 次に掲げる規則の規定中「第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより」を「第二十条(第一項後段を除く。)の規定にかかわらず」に改める。

一 人事院規則一―六九(職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣)第十一条

二 人事院規則一―七二(職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣)第十一条

三 人事院規則一―七四(職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣)第十一条

四 人事院規則一―八〇（職員の令和九年国際園芸博覧会特措法第二条第一項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣） 第十一条

五 人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流） 第四十条

六 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 第十四条

（人事院規則九―一四八の一部改正）

第八条 人事院規則九―一四八（給与法附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一〇五 (略)

六 初任給基準異動 規則九―八第二十五条第一号に掲げる異動をいう。

七 俸給表異動 規則九―八第二十五条第二号に掲げる異動をいう。

八・九 (略)

十 その者の号俸等 当該職員に適用される給与表第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」

一〇五 (略)

六 初任給基準異動 給与法第六条第一項の俸給表（以下「俸給表」という。）の適用を異にしない規則九―八別表第二に定める初任給基準表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 俸給表異動 俸給表の適用を異にする異動をいう。

八・九 (略)

十 その者の号俸等 当該職員に適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸（指定職俸

という。)並びにその職務の級及び号俸(指
定職俸給表の適用を受ける職員にあつては、
当該職員の受ける号俸)をいう。

(特例任用後降任等職員に対する給与法附則第
十二項の規定による俸給の支給)

第五条 (略)

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異
動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を
受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員とな
り、異動日に給与法附則第八項の規定により当
該職員が受ける俸給月額(異動日後に第一号か
ら第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員
となつたものにあつては、異動日に当該各号に

給表の適用を受ける職員にあつては、当該職
員の受ける号俸)をいう。

(特例任用後降任等職員に対する給与法附則第
十二項の規定による俸給の支給)

第五条 (略)

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異
動期間末日の前日から引き続き俸給表の適用を
受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員とな
り、異動日に給与法附則第八項の規定により当
該職員が受ける俸給月額(異動日後に第一号か
ら第三号まで、第五号又は第六号に掲げる職員
となつたものにあつては、異動日に当該各号に

掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）

掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「異動日俸給月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（第三号及び第五号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第六条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）

には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十二項の規定による俸給として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に俸給表異動等をした職員（次号、第三号及び第六号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該俸給表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該俸給表異動等に適用されている俸給表及び規則九―八別表第二に定める初任給基準表（以下この号において「初任給基準表」という。）における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（俸給表

には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第六条基礎俸給月額と異動日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十二項の規定による俸給として支給する。

一 仮定異動期間末日以後に俸給表異動等をした職員（次号、第三号及び第六号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該俸給表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該俸給表異動等に適用されている俸給表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（俸給表異動等が二回以上あつた場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの俸

異動等が二回以上あった場合にあつては、仮
定異動期間末日の前日にそれらの俸給表異動
等が順次あり、同日から異動日の前日までこ
れらの俸給表異動等後に適用されている俸給
表及び初任給基準表における初任給の定めが
引き続き適用されているものとした場合)の
同日のその者の号俸等に対応する俸給月額に
相当する額(これらの場合において、仮定異
動期間末日の前日から異動日の前々日まで
間のその者の号俸等に対応する俸給月額に、
これよりも多い俸給月額があるときは、その
うち最も多い俸給月額に相当する額)に百分
の七十を乗じて得た額

給表異動等が順次あり、同日から異動日の前
日までこれらの俸給表異動等後に適用されて
いる俸給表及び初任給基準表における初任給
の定めが引き続き適用されているものとした
場合)の同日のその者の号俸等に対応する俸
給月額に相当する額(これらの場合におい
て、仮定異動期間末日の前日から異動日の前
々々までの間のその者の号俸等に対応する俸
給月額に、これよりも多い俸給月額があると
きは、そのうち最も多い俸給月額に相当する
額)に百分の七十を乗じて得た額

二〇七 (略)

2〇4 (略)

(人事交流等職員に対する給与法附則第十三項の規定による俸給の支給)

第十条 規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の官職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつ

二〇七 (略)

2〇4 (略)

(人事交流等職員に対する給与法附則第十三項の規定による俸給の支給)

第十条 規則九―八第十七条各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて管理監督職以外の官職に採用された職員(以下この条において「人事交流等職員」という。)のうち人事交流等職員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日(以下この条において「みなし異動日」という。)がある者であつ

て、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（人事交流等職員となった日が六十歳（給与法附則第八項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与法附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）

て、人事交流等職員となった日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与法附則第八項の規定により当該職員が受ける俸給月額（人事交流等職員となった日が六十歳（給与法附則第八項各号に掲げる職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与法附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額。以下この項において「特定日俸給月額」という。）

がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる俸給月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあっては特定日）以後、第十条基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

2・3 (略)

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事院の定める日以後、人事院の定める額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

2・3 (略)

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事院の定める日以後、人事院の定める額を、給与法附則第十三項の規定による俸給として支給する。

一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き規則九―八第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの及びこれに準ずるもの

二 かつて指定職俸給表の適用を受けていた職員であつた者で、人事交流等により引き続き規則九―八第十一条第五項各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの

三〇六 (略)

二 かつて指定職俸給表の適用を受けていた職員であつた者で、人事交流等により引き続き規則九―八第十七条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となつたもの

三〇六 (略)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―二四―二三

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(届出) 第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の	(届出) 第三条 職員は、新たに給与法第十二条第一項の

三 (略)

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）

（以下「定期券」という。）の提示又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していること若しくは第十六条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定

三 (略)

(確認及び決定)

第四条 各庁の長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）

（以下「定期券」という。）の提示又は第十五条第一項第三号若しくは第四号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者が給与法第十二条第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

しななければならない。

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条・第七条 (略)

第八条 給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項及び第八条の四第二号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第六条・第七条 (略)

第八条 給与法第十二条第二項第一号に規定する運賃等相当額(次項及び第八条の三第二号において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合

理的であると認められる普通交通機関等 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を
支給単位期間（給与法第十二条第九項に規
定する支給単位期間をいう。以下同じ。）
と同じくする定期券の価額

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(自動車等使用者の支給額)

第八条の二 給与法第十二条第二項第二号の人事
院規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車

理的であると認められる普通交通機関等 次
に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定
める額

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を
支給単位期間（給与法第十二条第八項に規
定する支給単位期間をいう。以下同じ。）
と同じくする定期券の価額

ロ (略)

二・三 (略)

2 (略)

(新設)

等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 片道五キロメートル未満 二千円

二 片道五キロメートル以上十キロメートル未満 四千二百円

三 片道十キロメートル以上十五キロメートル未満 七千三百円

四 片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満 一万四百円

五 片道二十キロメートル以上二十五キロメートル未満 一万三千五百円

六 片道二十五キロメートル以上三十キロメートル未満 一万六千六百円

七 片道三十キロメートル以上三十五キロメートル未満 一万九千七百円

八 片道三十五キロメートル以上四十キロメートル未満 二万二千八百円

九 片道四十キロメートル以上四十五キロメートル未満 二万五千九百円

十 片道四十五キロメートル以上五十キロメートル未満 二万九千百円

十一 片道五十キロメートル以上五十五キロメートル未満 三万二千三百円

十二 片道五十五キロメートル以上六十キロメートル未満 三万五千五百円

十三 片道六十キロメートル以上六十五キロ

メートル未満 三万八千七百円

十四 片道六十五キロメートル以上七十キロ

メートル未満 四万二千二百円

十五 片道七十キロメートル以上七十五キロ

メートル未満 四万五千七百円

十六 片道七十五キロメートル以上八十キロ

メートル未満 四万九千二百円

十七 片道八十キロメートル以上八十五キロ

メートル未満 五万二千七百円

十八 片道八十五キロメートル以上九十キロ

メートル未満 五万六千二百円

十九 片道九十キロメートル以上九十五キロ

メートル未満 五万九千六百円

二十 片道九十五キロメートル以上百キロメー

トル未満 六万三千円

二十一 片道百キロメートル以上 六万六千四

百円

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第八条の三 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の四 給与法第十二条第二項第三号に規定

する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及び

これに対応する同条第二項第三号に規定する通

勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとす

る。

(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手

当の減額)

第八条の二 (略)

(併用者の区分及び支給額)

第八条の三 給与法第十二条第二項第三号に規定

する同条第一項第三号に掲げる職員の区分及び

これに対応する同条第二項第三号に規定する通

勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとす

る。

一 (略)

二 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用）が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用）を常例とする職員（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。）

同条第二項第一号に定める額

一 (略)

二 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第二項第二号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第一号に定める額

三 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額（駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第五項第一号に定める額を加算した額）未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）同条第二項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条（略）

2（略）

3 第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料

三 給与法第十二条第一項第三号に掲げる職員のうち、一箇月当たりの運賃等相当額等が同条第二項第二号に定める額未満である職員（第一号に掲げる職員を除く。）同項第二号に定める額

（新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準）

第十二条（略）

2（略）

3 第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料

金等相当額（第十九条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条 （略）

第十五条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

金等相当額（第十六条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。

（権衡職員等の範囲）

第十四条 （略）

第十五条 給与法第十二条第四項の同条第三項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 （略）

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い单身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新

上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）とする。

一 （略）

二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者のない職員にあつては、満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い单身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道

幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三〇五 (略)

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」

とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

三〇五 (略)

2 前項第一号及び第二号において「特定住居」

とは、同項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生又は同項第二号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であつて次に掲げるものをいう。

一 (略)

二 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経

路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 前項第一号イ若しくはロに掲げる事由の発生^イの直前の住居又は同項第二号に規定する配偶者の住居^ロから通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

路に変更が生じたときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

イ 当該事由の発生等^イの直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（ロにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

ロ (略)

三 (略)

(駐車場等の要件)

第十六条 給与法第十二条第五項の人事院規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 勤務官署の周辺又は第四条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事院が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。

二 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部

ロ (略)

三 (略)

(新設)

分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。

三 その利用について職員の配偶者若しくは給与法第十一条第二項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事院が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自動車等の駐車のための施設の状況、職員等の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると人事院が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第十七条 給与法第十二条第五項の人事院規則で定める職員は、第八条の四第二号に掲げる職員とする。

（新設）

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第十八条 給与法第十二条第五項第一号の人事院

（新設）

規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が五千元を超える場合にあつては、五千元）とする。

- 一 一の駐車場等を利用する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 月を単位として駐車場等の料金が定められていない場合 当該料金の額

ロ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年）によつて定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 人事院が定める額

二 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号イからハまでに定める額を合計した額

(支給日等)

第十九条 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第二十一条第二項第二号及び第二十四条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給日（その月が俸給の月額半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(支給日等)

第十六条 通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第十八条第二項第二号及び第二十一条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給日（その月が俸給の月額半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 (略)

4 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位数期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第

2・3 (略)

4 給与法第十二条第六項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の三第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の三第二号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位数期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第十八条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第六項の人事院規則で定める期間は、

十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第二十条 (略)

(返納の事由及び額等)

第二十一条 給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 (略)

二 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変

その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期及び終期)

第十七条 (略)

(返納の事由及び額等)

第十八条 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 (略)

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は

更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若し

通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項若し

くは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八条第一項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十三条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四 (略)

2 給与法第十二条第八項の人事院規則で定める

くは第八十九条の三第一項の規定により派遣され、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、令和七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定により派遣され、令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条第一項の規定により派遣され、又は法第八条第一項の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第二十条第二項において「派遣等となつた場合」という。）

四 (略)

2 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める

額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 給与法第十二条第八項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第二十二条 給与法第十二条第九項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普

額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一・二 (略)

3 給与法第十二条第七項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第十九条 給与法第十二条第八項に規定する人事院規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通

<p>交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十三条 支給単位期間は、第二十条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二十四条・第二十五条 (略)</p>	<p>交通機関等又は新幹線鉄道等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第二十条 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第二十一条・第二十二条 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

第二条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和七年法律第八十九号)第二条による改正後の給与法第十二条第五項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用してしている職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この規則による改正後の規則九―二四第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一 (略)

二 給与

人事管理文書の区分	(略)	人事管理文書の例	保存期間	保存期間 満了時の 措置
	(略)			
	(略)			
	(略)			
規則九― 二四（通 勤手当）	第四条第一項の 要件の具備を証 明する書類	新幹線鉄道等に係 る特例の支給要件 を具備するかを確 認するための書類	確認に係 る要件を 具備しな くなる日	
	第四条第一項の 駐車場等たる要 件の具備及び駐 車場等の料金を 証明する書類	駐車場等に係る支 給要件を具備する かを確認するため の書類	に係る特 定日以後 六年	

改正前

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一 (略)

二 給与

人事管理文書の区分	(略)	人事管理文書の例	保存期間	保存期間 満了時の 措置
	(略)			
	(略)			
	(略)			
規則九― 二四（通 勤手当）	第四条第一項の 要件の具備を証 明する書類	新幹線鉄道等に係 る特例の支給要件 を具備するかを確 認するための書類	確認に係 る要件を 具備しな くなる日	
	第四条第一項の 駐車場等たる要 件の具備及び駐 車場等の料金を 証明する書類	駐車場等に係る支 給要件を具備する かを確認するため の書類	に係る特 定日以後 六年	

備考 一〇五 (略)	三〇二十 (略)	(略)	
		(略)	(略)
		(略)	類 確認するための書
		(略)	(略)
		(略)	

備考 一〇五 (略)	三〇二十 (略)	(略)	
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―三四―三六

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第一条 初任給調整手当（第一種初任給調整手当）	(趣旨) 第一条 初任給調整手当の支給については、別に

及び第二種初任給調整手当をいう。第十五条に
おいて同じ。)の支給については、別に定める
場合を除き、この規則の定めるところによる。

(第一種初任給調整手当の支給官職)

第二条 (略)

2 (略)

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官
職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員
の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知
識を必要とする官職(前項に規定する官職を除
く。)で、顕著な業績等を有する者をもつて充
てる必要がある、かつ、採用による欠員の補充
が著しく困難であると人事院が認めるものとする

定める場合を除き、この規則の定めるところに
よる。

(支給官職)

第二条 (略)

2 (略)

3 給与法第十条の四第一項第三号に規定する官
職は、研究職俸給表の職務の級三級以上の職員
の官職のうち科学技術に関する高度な専門的知
識を必要とする官職(前項に規定する官職を除
く。)で、顕著な業績等を有する者をもつて充
てる必要がある、かつ、採用による欠員の補充
が著しく困難であると人事院が認めるものとする

る。

(第一種初任給調整手当を支給される職員の範囲)

第三条 給与法第十条の四第一項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては

る。

(職員の範囲)

第三条 給与法第十条の四第一項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 前条第一項に規定する官職に採用された職員であつて、その採用が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から三十七年（医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）に規定する臨床研修（第六条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては

三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三 前条第三項に規定する官職に採用された職

三十九年、医師法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十七号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第六条において「実地修練」という。）を経た者にあつては三十八年）を経過するまでの期間（以下「経過期間」という。）内に行われたもの

二 前条第二項に規定する官職に採用された職員（医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が経過期間内に行われたもの

三 前条第三項に規定する官職に採用された職

員であつて、初任給の決定の状況を考慮して、その採用が著しく困難であると人事院が認めるもの

第四条 給与法第十条の四第二項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項

員であつて、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により、その採用の著しく困難な事情を考慮して、あらかじめ人事院の承認を得て定める基準に従い、又はあらかじめ人事院の承認を得てその号俸が決定されたもの

第四条 給与法第十条の四第二項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第九条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げる職員以外の職員のうち、前条に規定する経過期間内に新たに第二条第一項

に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条 前二条の規定にかかわらず、第一種初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年に達している職員には、第一種初任給調整手当は支給しない。

(第一種初任給調整手当の支給期間及び支給額)

第六条 第一種初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める

に規定する官職を占めることとなつた職員及び当該経過期間内に新たに同条第二項に規定する官職を占めることとなつた職員で医師法に規定する医師免許証又は歯科医師法に規定する歯科医師免許証を有するもの

第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(支給期間及び支給額)

第六条 初任給調整手当の支給期間は、第二条第一項又は第二項に規定する官職を占める職員に

職員にあつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員（第十三条において「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。第十三条において同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められた

あつては三十五年、同条第三項に規定する官職を占める職員にあつては十年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に育児休業法第十七条（育児休業法第二十二條において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第

その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間
間で除して得た数を、育児休業法第二十三条第
二項に規定する任期付短時間勤務職員（第十三
条において「任期付短時間勤務職員」とい
う。）にあつてはその額に育児休業法第二十五
条の規定により読み替えられた勤務時間法第五
条第一項ただし書の規定により定められたその
者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で
除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、そ
の額に一円未満の端数があるときは、その端数
を切り捨てた額とする。）とする。この場合に
おいて、大学卒業の日からそれぞれ採用の日又
は第四条に規定する職員となつた日までの期間

二項に規定する任期付短時間勤務職員にあつて
はその額に育児休業法第二十五条の規定により
読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし
書の規定により定められたその者の勤務時間を
同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を
それぞれ乗じて得た額とし、その額に一円未満
の端数があるときは、その端数を切り捨てた額
とする。）とする。この場合において、大学卒
業の日からそれぞれ採用の日又は第四条に規定
する職員となつた日までの期間が四年（臨床研
修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た
場合にあつては五年）を超えることとなる第二
条第一項又は第二項に規定する官職を占める職

が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、
実地修練を経た場合にあつては五年）を超える
こととなる第二条第一項又は第二項に規定する
官職を占める職員（学校教育法に規定する大学
院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同
課程の所定の期間を経過した日から三年内の職
員を除く。）に対する同表の適用については、
採用の日又は第四条に規定する職員となつた日
からその超えることとなる期間（一年に満たな
い期間があるときは、その期間を一年として算
定した期間）に相当する期間第一種初任給調整
手当が支給されていたものとする。

2 第一種初任給調整手当を支給されている職員

員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の
所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期
間を経過した日から三年内の職員を除く。）に
対する同表の適用については、採用の日又は第
四条に規定する職員となつた日からその超える
こととなる期間（一年に満たない期間があると
きは、その期間を一年として算定した期間）に
相当する期間初任給調整手当が支給されていた
ものとする。

2 初任給調整手当を支給されている職員が次の

が次の各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一 休職にされた場合 その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとする。）

二〇七 （略）

各号に掲げる場合に該当するときにおける当該職員に対する別表第一の適用については、当該各号に定める期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間に算入しない。

一 休職にされた場合 その休職の期間（給与法第二十三条第一項又は教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十四条第二項の規定により給与の全額を支給される休職の期間を含まないものとし、規則一八―〇（職員）の国際機関等への派遣）第十条第一項の職員にあつては、休職の期間に引き続き派遣の期間を含むものとする。）

二〇七 （略）

3 第二条第三項に規定する官職を占める職員のうち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額を、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により第一種初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）が

3 第二条第三項に規定する官職を占める職員のうち、採用による当該官職の欠員の補充についてその困難の程度等を考慮して人事院が定める職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、第一項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する支給期間及び月額を超えない範囲内で人事院が別に定めるところによる。

4 第一項後段に規定する職員のうち同項後段の規定の適用により初任給調整手当の月額が別表第一に掲げられていないこととなつた職員で特別の事情があると認められるものについて各庁の長（その委任を受けた者を含む。）があらか

あらかじめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する第一種初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に第一種初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による第一種初任給調整手当の支給期間に既に第一種初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る第一種初任給調整手当の支給期間及び

じめ人事院の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額は、同項の規定にかかわらず、人事院が別に定めるところによる。

第七条 第三条第一号若しくは第二号又は第四条に規定する職員となつた者（第五条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定によ

支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間第一種初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の第一種初任給調整手当の支給期間及び支給
額)

第七条の二 (略)

(第一種初任給調整手当の支給の終了)

第八条 第一種初任給調整手当を支給されている職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日から第一種初任給調整手当は支給しない。

る支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

(給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員
の支給期間及び支給額)

第七条の二 (略)

(支給の終了)

第八条 初任給調整手当を支給されている職員が次に掲げる異動をした場合には、第四条第二号に掲げる職員となる場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。

い。

一・二 (略)

(第一種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置)

第九条 第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に第一種初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の第一種初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないことと

一・二 (略)

(支給要件の改正の場合の措置)

第九条 第二条に規定する官職又は第三条に規定する職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下この条において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものにつ

なるものについては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、第一種初任給調整手当を支給する。

（第二種初任給調整手当の特定額に関して人事院規則で定める職員及び額）

第十条 給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として人事院規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短

いては、改正の日以降、人事院の定めるところにより、初任給調整手当を支給する。

（新設）

時間勤務職員」という。) 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、給与法第八条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

二 給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、給与法第八条第三項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第四項、第五項、第七項及び第八項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を

を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)

(第二種初任給調整手当の基準額)

第十一条 給与法第十条の五第一項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事院規則で定める額は、職員の在勤する地域に応じた別表第三に掲げる額とする。

(第二種初任給調整手当の支給期間の終期)

第十二条 給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となつた日の前日とする。

(新設)

(新設)

(第二種初任給調整手当の支給額)

第十三条 給与法第十条の五第二項の規定による

第二種初任給調整手当の月額は、基準額と特定額との差額に勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じて得た数を乗じ、その額を十二で除して得た額(その額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあつては当該額に勤務時間法第五条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつては当該額に育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法

(新設)

第五条第一項ただし書の規定により定められた
その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時
間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員に
あつては当該額に育児休業法第二十五条の規定
により読み替えられた勤務時間法第五条第一項
ただし書の規定により定められたその者の勤務
時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得
た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に一
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨
てた額とする。）とする。

（第二種初任給調整手当の権衡職員の範囲等）

第十四条 給与法第十条の五第三項の人事院規則
で定める職員は、当該職員を新たに採用された

（新設）

職員とみなして同条第一項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額（以下この条において「権衡職員特定額」という。）が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第二種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第一項に規定する職員の第二種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

る。

(雑則)

第十五条

(略)

(雑則)

第十条

(略)

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員と <u>なつた</u> 日以後の期間を示す。 2・3 (略)							

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
	(略)	(略)
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員と <u>なつた</u> 日以後の期間を示す。 2 (略)		

別表第一（第六条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員	3 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員と <u>なつた</u> 日以後の期間を示す。 2・3 (略)							

別表第二（第七条の二関係）

職員の区分 期間の区分	2 項職員	3 項職員
	(略)	(略)
備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員と <u>なつた</u> 日以後の期間を示す。 2 (略)		

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第十一条関係）

職員の在勤する地域	基準額
	円
北海道	1,075
青森県	1,029
岩手県	1,031
宮城県	1,038
秋田県	1,031
山形県	1,032
福島県	1,033
茨城県	1,074
栃木県	1,068
群馬県	1,063
埼玉県	1,141
千葉県	1,140
東京都	1,226
神奈川県	1,225
新潟県	1,050
富山県	1,062
石川県	1,054
福井県	1,053
山梨県	1,052
長野県	1,061
岐阜県	1,065
静岡県	1,097
愛知県	1,140
三重県	1,087
滋賀県	1,080
京都府	1,122
大阪府	1,177
兵庫県	1,116
奈良県	1,051
和歌山県	1,045
鳥取県	1,030
島根県	1,033
岡山県	1,047
広島県	1,085
山口県	1,043
徳島県	1,046
香川県	1,036
愛媛県	1,033
高知県	1,023
福岡県	1,057
佐賀県	1,030
長崎県	1,031
熊本県	1,034
大分県	1,035
宮崎県	1,023
鹿児島県	1,026
沖縄県	1,023

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）（次条において「令和三年改正法」という。）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員は、法第六十条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、この規則による改正後の規則九―三四（次条において「改正後の規則」という。）第十条の規定を適用する。

第三条 令和三年改正法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則第十三条（改正後の規則第十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第四条 人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次の

ように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一（略）

二 給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
規則九― 第六条第四項の 三四（初 承認に関する文 任給調整 書 手当）	第一種初任給調整 手当の支給期間及 び月額に係る承認 の文書 当該承認の申請の 文書	承認の効 力が失わ れる日に 係る特定 年 日以後五	廃棄 満了時の 措置
(略)	(略)	(略)	(略)

三～二十 (略)

備考

一～五 (略)

改正前

別表 人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第

三条、第四条関係）

一（略）

二 給与

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間
(略)	(略)	(略)	(略)
規則九― 第六条第四項の 三四（初 承認に関する文 任給調整 書 手当）	初任給調整手当の 支給期間及び月額 に係る承認の文書 当該承認の申請の 文書	承認の効 力が失わ れる日に 係る特定 年 日以後五	廃棄 満了時の 措置
(略)	(略)	(略)	(略)

三～二十 (略)

備考

一～五 (略)

(人事院規則九―五の一部改正)

第五条 人事院規則九―五(給与簿)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の
ように改める。

改正後	改正前
<p>(職員別給与簿)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 職員別給与簿には、各給与期間につき (期末手当その他の給与期間ごとに支給される 給与以外の給与にあつては、その支給の都度。 第十二条において同じ。)次に掲げる事項を給 与事務担当者が記録するものとする。</p> <p>一 俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整</p>	<p>(職員別給与簿)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 職員別給与簿には、各給与期間につき (期末手当その他の給与期間ごとに支給される 給与以外の給与にあつては、その支給の都度。 第十二条において同じ。)次に掲げる事項を給 与事務担当者が記録するものとする。</p> <p>一 俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整</p>

手当、初任給調整手当（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額

二・三（略）

手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当その他の給与の支給額

二・三（略）

（人事院規則九一七の一部改正）

第六条 人事院規則九一七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、 研究員調整手当及び特地勤務手当の支給)</p> <p>第七条の二 初任給調整手当(第一種初任給調整 手当及び第二種初任給調整手当をいう。第十三 条において同じ。)、地域手当、広域異動手 当、研究員調整手当及び特地勤務手当(給与法 第十四条の規定による手当を含む。)は、俸給 の支給方法に準じて支給する。</p>	<p>(初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、 研究員調整手当及び特地勤務手当の支給)</p> <p>第七条の二 初任給調整手当、地域手当、広域異 動手当、研究員調整手当及び特地勤務手当(給 与法第十四条の規定による手当を含む。)は、 俸給の支給方法に準じて支給する。</p>

(人事院規則九―一二二の一 一部改正)

第七条 人事院規則九―一二二(専門スタッフ職調整手当)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務)</p> <p>第二条 給与法第十条の六第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務(人事院が定めるものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第三条 給与法第十条の六第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>	<p>(給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務)</p> <p>第二条 給与法第十条の五第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務その他の業務(人事院が定めるものに限る。)とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(端数計算)</p> <p>第三条 給与法第十条の五第二項の規定による専門スタッフ職調整手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつ</p>

て当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。

て当該専門スタッフ職調整手当の月額とする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―四〇―六五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（期末手当に係る在職期間） 第五条（略）	（期末手当に係る在職期間） 第五条（略）

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一～四 (略)

五 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

イ～ハ (略)

ニ その職員の職務に密接な関連があると認められる 学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一～四 (略)

五 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

イ～ハ (略)

ニ 国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の人事院の定める法人において、その職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事することによる休職の期間のうち人事院の定める期間

六 (略)

第六条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間

イノニ (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として勤務した期間

イノニ (略)

六 (略)

第六条 前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イノニ (略)

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イノニ (略)

ホ 交流元企業（官民人事交流法第二十条に

規定する交流元企業をいう。）に雇用され
ている者（官民人事交流法第十九条の規定
により交流採用をされた者に限り、人事院
の定める者を除く。）

2 前項の期間の算定については、前条第二項各
号に掲げる期間に相当する期間を除外する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二（略）

2 前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及
び同項第二号イからホまでに掲げる者が引き続
き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、
それらの者として勤務した期間は、前項の在職

（新設）

2 前項の期間の算定については、前条第二項の
規定を準用する。

（一時差止処分に係る在職期間）

第六条の二（略）

2 前条第一項第一号イからニまでに掲げる者及
び同項第二号イからニまでに掲げる者が引き続
き給与法の適用を受ける職員となつた場合は、
それらの者として在職した期間は、前項の在職

期間とみなす。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

期間とみなす。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―四九―五七―二

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

附則別表第一 (附則第二条及び附則第四条関係)

		宮城県			北海道			都道府県
名取市		仙台市			札幌市			支給地域
		多賀城市						
一パー		級地	セント	八パー	級地	セント	四パー	級地

改正前

附則別表第一 (附則第二条及び附則第四条関係)

		宮城県			北海道			都道府県		
名取市		多賀城市			札幌市			支給地域		
		仙台市								
二パー	級地	セント	七パー	級地	セント	九パー	級地	セント	三パー	級地

					茨城県							
牛久市		守谷市			取手市		(略)					
セント	十パー	地	ント級	パーセ	十三	地	ント級	パーセ	十四	(略)	級地	セント

					茨城県							
牛久市		守谷市			取手市		(略)					
パーセ	十一	地	ント級	パーセ	十四	地	ント級	パーセ	十五	(略)	級地	セント

市 鉾田市 小美玉市	桜川市 神栖市 行方	常陸大宮市 筑西市	市 鹿嶋市 潮来市	笠間市 ひたちなか	市 高萩市 北茨城市	市 常総市 常陸太田	古河市 石岡市 下妻	市 龍ヶ崎市	水戸市 日立市 土浦	
					級地	セント	四パー	級地	八パー	級地

市 常陸太田市 高萩	石岡市 下妻市 常総	市 笠間市 鹿嶋市 筑西		市 神栖市	古河市 ひたちなか市		市 龍ヶ崎市	水戸市 日立市 土浦				
セント	二パー	級地	セント	三パー	級地	セント	五パー	級地	セント	九パー	地	ント級

				栃木県	
東茨城郡茨城町	東	茨城郡城里町	那珂郡	東海村	久慈郡大子町
稲敷郡河内町					
宇都宮市	足利市	栃	四パ	木市	佐野市
日光市	小山市	真	級地	日光市	小山市
岡市	大田原市	矢板		岡市	大田原市
那須塩原市	さく			市	那須塩原市
ら市	那須烏山市	下		ら市	那須烏山市

				栃木県	
市	北茨城市	潮来市	級地	市	真岡市
常陸大宮市	桜川市			栃木市	鹿沼市
行方市	鉾田市	小		鹿沼市	小
美玉市	東茨城郡茨城			小	
町	東茨城郡城里町			大子町	稲敷郡河内町
那珂郡東海村	久慈郡			宇都宮市	大田原市
大子町	稲敷郡河内町			下野市	級地
				宇都宮市	大田原市
				下野市	級地
				栃木市	鹿沼市
				鹿沼市	小
				小	
				真岡市	級地

		群馬県			
		市	前橋市 高崎市 太田	川町	野市 芳賀郡益子町 塩谷郡高根沢町 那須 郡那須町 那須郡那珂
		級地	セント 四パー		

		群馬県			
前橋市 太田市	高崎市	川町	郡那須町 那須郡那珂 塩谷郡高根沢町 那須 山市 芳賀郡益子町 市 さくら市 那須烏	足利市 佐野市 日光 市 矢板市 那須塩原	
級地 セント 三パー	級地 セント 五パー			級地 セント 二パー	

				埼玉県								
東松山市 朝霞市		さいたま市 志木市		和光市		渋川市						
セント	十パー	地	ント級	パーセ	十三	地	ント級	パーセ	十四	級地	セント	一パー

				埼玉県								
東松山市 朝霞市		さいたま市 志木市		和光市		渋川市						
パーセ	十一	地	ント級	パーセ	十四	地	ント級	パーセ	十五	級地	セント	二パー

鴻巣市 深谷市 草	市 春日部市 羽生市	飯能市 加須市 本庄	市 秩父市 所沢市	熊谷市 川口市 行田		市 川越市 上尾市 坂戸		級地
		級地	セント	四パー		セント	八パー	級地

越谷市 戸田市 入	巢市 深谷市 草加市	春日部市 羽生市 鴻	市 飯能市 加須市	川口市 行田市 所沢	川越市 上尾市	坂戸市		地 ント級
		級地	セント	五パー	級地 セント 七パー	級地 セント 九パー		

千葉県			
袖ヶ浦市 印西市	町 滑川町 北葛飾郡杉戸	郷市 幸手市 比企郡	加市 越谷市 戸田市 入間市 久喜市 三
地	ント級	パーセ	十四

千葉県			
袖ヶ浦市 印西市	秩父市 本庄市	熊谷市	町 北葛飾郡杉戸町 間市 久喜市 三郷市 幸手市 比企郡滑川
地	ント級	パーセ	十五
	級地	セント	二パー
		級地	セント
			三パー

津市	市川市 松戸市 佐倉	船橋市 浦安市	千葉市 成田市
級地	八パーセント	十パーセント	十三パーセント

柏市	市川市 松戸市 佐倉	船橋市 浦安市	千葉市 成田市
七パーセント	九パーセント	十一パーセント	十四パーセント

東京都

(略)

銚子市 館山市 木更
津市 野田市 茂原市
東金市 旭市 勝浦
市 流山市 君津市
八街市 匝瑳市 香取
市 いすみ市 印旛郡
酒々井町 印旛郡栄町
山武郡芝山町 長生
郡一宮町

(略)

四パー
セント
級地

東京都

(略)

野田市 茂原市 東金
市 流山市 印旛郡酒
々井町 印旛郡栄町
木更津市 君津市 八
街市
銚子市 館山市 旭市
勝浦市 匝瑳市 香
取市 いすみ市 山武
郡芝山町 長生郡一宮
町

(略)

級地
五パー
セント
級地
三パー
セント
級地
二パー
セント
級地

三鷹市 あきる野市	西東京市 瀨市 多摩市 稲城市	狛江市 東大和市 清	市 国立市 福生市	市 東村山市 国分寺	町田市 小平市 日野	市 昭島市 調布市	蔵野市 青梅市 府中	八王子市 立川市 武
十五					地	ント級	パーセ	十六

和市 あきる野市	立川市 三鷹市 東大	稲城市 西東京市	市 国立市 福生市	中市 昭島市 東村山	八王子市 青梅市 府	清瀬市 多摩市	国分寺市 狛江市	田市 小平市 日野市	武蔵野市 調布市 町
十四		地	ント級	パーセ	十五	地	ント級	パーセ	十六

神奈川県						
市 厚木市	横浜市 川崎市 藤沢	丈町 小笠原村	新島村 三宅村 八	摩郡奥多摩町 大島町	西多摩郡瑞穂町 西多	東久留米市
ント級	パーセ	十六	級地	セント	十パー	十四 地 ント級 パーセ

神奈川県							
市	横浜市 川崎市 厚木	丈町 小笠原村	新島村 三宅村 八	摩郡奥多摩町 大島町	西多摩郡瑞穂町 西多	武蔵村山市	東久留米市
ント級	パーセ	十六	級地	セント	四パー	級地 セント 七パー	十パー

鎌倉市	相模原市 横須賀市	平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市	地	地
十三	十二	十一	ント級	ント級

鎌倉市 藤沢市	相模原市	横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 和	地	地
十四	十二	十一	ント級	ント級

富山県	新潟県		
富山市	新潟市	川町 下郡箱根町 足柄上郡松田町 足柄	三浦市 秦野市 三浦 郡葉山町 中郡二宮町
級地 セント 四パー	級地 セント 一パー	級地 セント 八パー	地 ント級 パーセ 十一

富山県	新潟県		
富山市	新潟市	川町 下郡箱根町 足柄上郡松田町 足柄	三浦市 秦野市 三浦 郡葉山町 中郡二宮町
級地 セント 三パー	級地 セント 二パー	級地 セント 四パー	級地 セント 十パー

			山梨県			福井県			石川県			
南アルプス市		甲府市		福井市		河北郡内灘町		金沢市				
一	級	セ	四	級	セ	一	級	セ	一	級	セ	四
パ	地	ン	パ	地	ト	パ	地	ト	パ	地	ト	パ
ー		ト	ー			ー			ー		ト	ー

			山梨県			福井県			石川県			
南アルプス市		甲府市		福井市		河北郡内灘町		金沢市				
二	級	セ	五	級	セ	二	級	セ	二	級	セ	三
パ	地	ン	パ	地	ト	パ	地	ト	パ	地	ト	パ
ー		ト	ー			ー			ー		ト	ー

岐阜県		長野県	
岐阜市	諏訪市 伊那市	市	長野市 松本市 塩尻
セント 四パー	級地 セント 一パー	級地 セント	級地 セント 四パー

岐阜県		長野県	
岐阜市	諏訪市 伊那市	長野市 松本市	塩尻市
セント 五パー	級地 セント 二パー	級地 セント 三パー	級地 セント 五パー

					静岡県				
市	浜松市	静岡市	裾野市	可児市	濃加茂市	大垣市	多治見市	美	
三島市	沼津市				各務原市				
富士宮市	熱海								
セント	四パー	級地	八パー	十三	級地	セント	一パー	級地	
			地	パーセ					
		セント	ント級						

					静岡県				
場市	沼津市	静岡市	裾野市	可児市	濃加茂市	大垣市	多治見市	美	
	磐田市				各務原市				
	御殿								
セント	五パー	級地	七パー	十四	級地	セント	二パー	級地	
			地	パーセ					
		セント	ント級						

				愛知県			
島市	春日井市	市	豊橋市	名古屋市	名古屋市の	刈谷市	豊田市
碧南市	豊川市	瀬戸市	岡崎市	豊明市			
安城市	津	半田市	一宮				
	級地	セント	八パー	十三	地	ント級	パーセ
							十四

				愛知県			
岡崎市		し市	西尾市	名古屋市	名古屋市の	刈谷市	豊田市
瀬戸市			知多市	豊明市			
春日			みよ				
七パー	級地	セント	九パー	十四	地	ント級	パーセ
							十五

本町

北牟婁郡紀北町	賀市 多気郡大台町	熊野市 志摩市 伊	鷺市 龜山市 鳥羽市	桑名市 名張市 尾	津市 伊勢市 松阪市	四日市市	
			級地	セント	四パ	八パ	級地 セント

伊勢市 松阪市 尾鷲	名張市 伊賀市	津市 桑名市 龜山市	四日市市					
二パ	級地 セント	三パ	級地 セント	五パ	級地 セント	九パ	地 セント級	パセ

				滋賀県		
				市	大津市 草津市 栗東	
市	高島市	東近江市	彦根市 長浜市 近江	八幡市 守山市 甲賀	八パー	
	級地		四パー	セント	級地	

				滋賀県		
				市	大津市 草津市 栗東	市 鳥羽市 熊野市
近江八幡市 高島市		長浜市 東近江市	彦根市 守山市 甲賀	市	北牟婁郡紀北町	志摩市 多気郡大台町
二パー	級地	セント	三パー	級地	セント	九パー

				大阪府										
市	池田市		守口市		大阪市	吹田市		御山町	市	南丹市	久世郡久	部市	宮津市	京丹後
門真市	高槻市													
	大東													
パ	十	地	パ	十	地	パ	十		級			セ		
ー	三		ー	四		ー	六		地			ン		
セ			セ			セ						ト		

				大阪府										
市	池田市		守口市		大阪市			御山町	市	南丹市	久世郡久	部市	宮津市	京丹後
大東市	吹田市													
門真市	高槻													
パ	十	地	パ	十	地	パ	十		級			セ		
ー	四		ー	五		ー	六		地			ン		
セ			セ			セ						ト		

河内長野市 和泉市	泉佐野市 富田林市	岸和田市 泉大津市	堺市 豊中市 枚方市	茨木市 八尾市 寝	屋川市 箕面市 柏原	市 羽曳野市 東大阪	市 交野市	地	ント級	地	ント級
ント級	パーセ	十一	十二	パーセ	ント級	地					

河内長野市 和泉市	泉佐野市 富田林市	岸和田市 泉大津市	堺市 枚方市 茨木市	八尾市 柏原市 東	大阪市 交野市	豊中市 寝屋川市 箕	面市 羽曳野市	地	ント級	パーセ	十二	地	ント級
級地	セント	十パー	十一	パーセ	ント級	十二	パーセ						

				兵庫															
尼崎市	明石市	伊丹	神戸市	市	西宮市	芦屋市	宝塚	岬町	南河内郡太子町	泉南郡田尻町	泉南郡	南市	泉南郡熊取町	藤井寺市	泉南市	阪			
八	パ	ー	十	パ	ー	セ	十	三	地	ン	ト	級	地	地	級	セ	ン	ト	級

				兵庫															
尼崎市	伊丹市	川西	神戸市	市	西宮市	芦屋市	宝塚	岬町	南河内郡太子町	泉南郡田尻町	泉南郡	南市	泉南郡熊取町	藤井寺市	泉南市	阪			
九	パ	ー	十	一	地	ン	ト	級	地	地	ン	ト	級	地	パ	ー	セ	十	四

郡多可町 美方郡香美	東市 たつの市 多可	朝来市 宍粟市 加	山市 養父市 丹波市	木市 小野市 丹波篠	赤穂市 西脇市 三	市 豊岡市 加古川市	姫路市 洲本市 相生	市 川西市 三田市
					級地	セント	四パー	級地 セント

市 西脇市 小野市	洲本市 相生市 豊岡	木市	姫路市 加古川市 三	赤穂市	明石市	市 三田市
セント	二パー	級地	セント	級地	セント	級地
			三パー	五パー	七パー	セント

		奈良県		
		奈良市 大和郡山市	天理市	町 美方郡新温泉町
級地	セント	八パー	級地 セント	十パー

		奈良県		
		奈良市 大和郡山市	天理市	丹波篠山市 養父市 丹波市 朝来市 宍粟市 加東市 たつの市 多可郡多可町 美方郡香美町 美方郡新温泉町
級地	セント	九パー	地 ント級 パーセ	十一 級地

		広島県				岡山県			
		広島市				岡山市 倉敷市			
尾道市	呉市	級地	セント	八パー			級地	セント	四パー
福山市	竹原市								
府	三原市								
セント	四パー								

		広島県				岡山県			
		広島市		倉敷市		岡山市			
日南市	三原市	級地	セント	九パー	級地	セント	二パー	級地	セント
安芸郡海田町	東広島市								
	廿								
セント	三パー								

徳島県	山口県	
市 徳島市 鳴門市 阿南	周南市	石郡神石高原町 町 世羅郡世羅町 神 田町 豊田郡大崎上島 郡坂町 山県郡安芸太 安芸郡海田町 安芸 廿日市市 安芸高田市 大竹市 東広島市 中市 三次市 庄原市
セント 一パー	セント 一パー	級地

徳島県	山口県	
市 徳島市 鳴門市 阿南	周南市	安芸郡坂町 呉市 竹原市 尾道市 福山市 府中市 三 次市 庄原市 大竹市 安芸高田市 山県郡 安芸太田町 豊田郡大 崎上島町 世羅郡世羅 町 神石郡神石高原町
セント 二パー	セント 二パー	級地

福岡県			香川県			
塚市 田川市 柳川市	久留米市 直方市 飯	北九州市 大牟田市	市	福岡市 春日市 福津	坂出市	高松市
級地	セント	四パー	級地	セント	一パー	級地

福岡県			香川県			
屋町	屋郡新宮町 糟屋郡粕	太宰府市 糸島市 糟	市	福岡市 春日市 福津	坂出市	高松市
級地	セント	五パー	級地	セント	二パー	級地

八女市	大川市	行
橋市	豊前市	中間市
小郡市	筑紫野市	
宗像市	太宰府市	う
きは市	宮若市	朝倉
市	みやま市	糸島市
糟屋郡	宇美町	糟屋
郡	新宮町	糟屋郡
粕屋		
町	遠賀郡	水巻町
朝		
倉郡	東峰村	田川郡
添		
田町	京都郡	苅田町

北九州市	筑紫野市	三パー
糟屋郡	宇美町	セント
大牟田市	久留米市	二パー
直方市	飯塚市	田川
市	柳川市	八女市
大川市	行橋市	豊前
市	中間市	小郡市
宗像市	うきは市	宮
若市	朝倉市	みやま
市	遠賀郡	水巻町
朝		
倉郡	東峰村	田川郡
添		
田町	京都郡	苅田町

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

備考
(略)

長崎県

長崎市

一	パ	ー
セ	ン	ト
級	地	

備考
(略)

長崎県

長崎市

二	パ	ー
セ	ン	ト
級	地	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九―五五―一五五

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

	改正後	改正前
(特地官署)		
第一条 給与法第十三条の二第一項に規定する官		第一条 給与法第十三条の二第一項に規定する官

署（以下「特地方署」という。）は、別表第一に掲げる官署及び臨時的に置かれることその他の事由により別に人事院が定める官署とする。

（特地方勤務手当の月額）

第二条 （略）

2 前項の特地方官署の冬期（毎年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）以外の期間及び冬期に係る級別区分は、別表第一に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。

（特地方勤務手当を支給しない期間）

第三条 次に掲げる官署に勤務する職員には、冬

署（以下「特地方官署」という。）は、別表に掲げる官署及び臨時的に置かれる官署で別に人事院が定めるものとする。

（特地方勤務手当の月額）

第二条 （略）

2 前項の特地方官署の級別区分は、別表に定めるとおり（前条の人事院が定める官署にあつては、人事院が定める当該官署の級別区分）とする。

（特地方勤務手当を支給しない期間）

第三条 次に掲げる官署に勤務する職員には、毎

期以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表第一の二の表に掲げる官署

二 (略)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年）

年十一月一日から翌年三月三十一日までの期間

（以下「冬期」という。）以外の期間は、特地勤務手当を支給しない。

一 別表の二の表に掲げる官署

二 (略)

(特地勤務手当に準ずる手当)

第四条 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給は、職員が官署を異にする異動又は官署の移転（以下「異動等」という。）に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年（当該異動等の日から起算して三年を経過する際人事院の定める条件に該当する者にあつては、六年）

に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一 職員が特地官署若しくは準特地官署（特地

官署に準ずる官署として別表第二に掲げる官

署その他人事院が別に指定する官署をいう。

以下同じ。）以外の官署に異動した場合又は

職員の在勤する官署が移転等のため、特地官

署若しくは準特地官署に該当しないこととな

った場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務

手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当

に達する日をもつて終わる。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わる。

一 職員が特地官署若しくは人事院が指定する

これらに準ずる官署（以下「準特地官署」と

いう。）以外の官署に異動した場合又は職員

の在勤する官署が移転等のため、特地官署若

しくは準特地官署に該当しないこととなつた

場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 (略)

2 給与法第十四条第一項の規定による特地勤務

手当に準ずる手当の月額は、俸給及び扶養手当

の月額合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(略)	期間等の区分		支給割合
	(略)	(略)	
		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号及び第二号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

の月額合計額に、次の表の上欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

(略)	期間等の区分		支給割合
	(略)	(略)	
		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 前条各号に掲げる官署のうち次項第一号に掲げる官署以外の官署に在勤する職員に対する冬期以外の期間におけるこの表の適用については、当該官署を準特地官署とみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる官署

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

一 別表第一の二の表備考第二号に掲げる官署

二 前条第二号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

三 別表第二の二の表に掲げる官署

四 準特地官署（別表第二に掲げる官署を除く。）のうち人事院が定めるもの

に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

（新設）

一 前条各号に掲げる官署のうち人事院が定めるもの

（新設）

二 準特地官署のうち人事院が定めるもの

別表を次のように改める。

別表第一（第一条―第四条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道

級別区分

級別区分

府県	所在地	官署	(冬期以外) の期間	(冬期)
北海道	<p>島牧郡島牧村字泊八三の二二</p> <p>中川郡中川町字安川三一の四</p> <p>中川郡中川町字安川三一の四</p> <p>沙流郡平取町振内町三一の三</p> <p>沙流郡平取町振内町三一の三</p> <p>沙流郡平取町振内町三一の三</p>	<p>後志森林管理署永豊森林事務 所</p> <p>上川北部森林管理署佐久森林 事務所</p> <p>上川北部森林管理署共和森林 事務所</p> <p>日高北部森林管理署振内森林 事務所</p> <p>日高北部森林管理署幌尻森林 事務所</p> <p>日高北部森林管理署貫気別森 事務所</p>	四級地	四級地

	<p>一 釧路市阿寒町阿寒湖温泉一の一の</p>	<p>釧路自然環境事務所阿寒摩周 国立公園管理事務所阿寒湖管 理官事務所</p>	<p>三級地</p>	<p>四級地</p>
	<p>目梨郡羅臼町船見町一三二 目梨郡羅臼町湯ノ沢町六の二七</p>	<p>釧路自然環境事務所羅臼自然 保護官事務所</p>		
	<p>目梨郡羅臼町船見町一三六</p>	<p>根釧東部森林管理署羅臼森林 事務所</p>		
	<p>幌泉郡えりも町字新浜六一の一五</p>	<p>北海道地方環境事務所えりも 自然保護官事務所</p>		
	<p>九 幌泉郡えりも町字新浜二四七の一</p>	<p>日高南部森林管理署えりも治 山事業所</p>		
		<p>林事務所</p>		

石狩市浜益柏木二〇四

勇払郡むかわ町穂別八三の一

勇払郡むかわ町穂別八三の一

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

三

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

三

沙流郡日高町栄町東二の二五八の

三

沙流郡日高町松風町二の二五一の

石狩森林管理署浜益森林事務

所

胆振東部森林管理署穂別森林

事務所

胆振東部森林管理署稲里森林

事務所

日高北部森林管理署

日高北部森林管理署日高森林

事務所

日高北部森林管理署日勝森林

事務所

室蘭開発建設部日高道路事務

四	所	三級地	三級地
奥尻郡奥尻町字奥尻四四四	檜山森林管理署奥尻森林事務	三級地	三級地
上川郡上川町字層雲峽	旭川開発建設部旭川河川事務		
所大雪ダム管理支所	所大雪ダム管理支所		
勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署占冠森林		
事務所	事務所		
勇払郡占冠村字中央	上川南部森林管理署双珠別森		
林事務所	林事務所		
礼文郡礼文町香深村字へウケトン	宗谷森林管理署礼文森林事務		
ナイ	所		
利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九	宗谷森林管理署利尻森林事務		
五の一	所		

利尻郡利尻富士町鴛泊字栄町一九	宗谷森林管理署鴛泊治山事業
五の一	所
天塩郡幌延町字幌延一五三の二	留萌開発建設部幌延河川事務
沙流郡平取町字芽生八四の七	所
足寄郡陸別町陸別基線三一八	室蘭開発建設部鷓川沙流川河
足寄郡陸別町陸別基線三一八	川事務所平取ダム管理支所
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署宇遠別森
足寄郡陸別町陸別基線三一八	林事務所
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署鹿山森林
足寄郡陸別町陸別基線三一八	事務所
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署陸別森林
足寄郡陸別町陸別基線三一八	事務所
足寄郡陸別町陸別基線三一八	十勝東部森林管理署勲禰別森

<p>足寄郡陸別町陸別基線三一八</p>	<p>林事務所 十勝東部森林管理署斗満森林事務所</p>		
<p>空知郡南富良野町字幾寅 空知郡南富良野町字幾寅 空知郡南富良野町字幾寅 空知郡南富良野町字幾寅 雨竜郡幌加内町字清月 雨竜郡幌加内町字清月 雨竜郡幌加内町字清月</p>	<p>上川南部森林管理署 上川南部森林管理署幾寅森林事務所 上川南部森林管理署落合森林事務所 上川南部森林管理署金山森林事務所 空知森林管理署北空知支署 空知森林管理署北空知支署 加内森林事務所</p>	<p>二級地</p>	<p>三級地</p>

<p>沙流郡平取町字二風谷二四の四</p> <p>沙流郡平取町字二風谷二四の四</p> <p>川上郡弟子屈町川湯温泉二の二の二</p>	<p>室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所</p> <p>室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所二風谷ダム管理支所</p> <p>釧路自然環境事務所阿寒摩周国立公園管理事務所</p>		
<p>夕張市南部青葉町五七三</p> <p>伊達市大滝区本町一二の一</p> <p>瀬棚郡今金町字美利河</p> <p>上川郡上川町川端町九の一</p>	<p>札幌開発建設部夕張川ダム総合管理事務所</p> <p>後志森林管理署大滝森林事務所</p> <p>函館開発建設部今金河川事務所美利河ダム管理支所</p> <p>上川中部森林管理署上川森林</p>	<p>二級地</p>	<p>二級地</p>

	事務所
上川郡上川町川端町九の一	上川中部森林管理署清川森林事務所
上川郡上川町川端町九の三	上川中部森林管理署層雲峡森林事務所
上川郡上川町川端町九の三	上川中部森林管理署大函森林事務所
上川郡上川町川端町九の一	上川中部森林管理署層雲峡治山事業所
上川郡上川町旭町三九の一	旭川開発建設部旭川道路事務所
雨竜郡幌加内町字幌加内四六九九	札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所
の三	

天塩郡豊富町大通一	宗谷森林管理署豊富森林事務
斜里郡斜里町ウトロ東無番地	所
斜里郡斜里町ウトロ西一八六の一	北海道森林管理局計画保全部
○	知床森林生態系保全センター
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北	釧路自然環境事務所ウトロ自
一	然保護官事務所
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北	網走西部森林管理署西紋別支
二	署
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北	網走西部森林管理署西紋別支
二	署札久留森林事務所
紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北	網走西部森林管理署西紋別支
	署滝西森林事務所
	網走西部森林管理署西紋別支

<p>一 紋別郡滝上町字滝ノ上原野三線北</p> <p>一 河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷</p> <p>河東郡上士幌町字ぬかびら源泉郷</p> <p>上川郡新得町字屈足トムラウシ</p> <p>河西郡中札内村南札内七三五の二</p>	<p>署北雄森林事務所</p> <p>網走西部森林管理署西紋別支</p> <p>署雄柏森林事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署糠平森林事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署三股森林事務所</p> <p>帯広開発建設部帯広河川事務</p> <p>所十勝ダム管理支所</p> <p>帯広開発建設部帯広河川事務</p> <p>所札内川ダム管理支所</p>	<p>一級地</p>	<p>二級地</p>
<p>石狩市厚田一一九八の一</p>	<p>石狩森林管理署厚田森林事務</p>	<p>所</p>	

虻田郡留寿都村字留寿都三八

空知郡南富良野町字金山

留萌郡小平町字達布一〇三三

常呂郡置戸町字常元

常呂郡佐呂間町永代九八の二

常呂郡佐呂間町永代九八の二

日高郡新ひだか町三石本桐二〇八

後志森林管理署留寿都森林事

務所

札幌開発建設部空知川河川事

務所金山ダム管理支所

留萌南部森林管理署達布森林

事務所

網走開発建設部北見河川事務

所鹿ノ子ダム管理支所

網走中部森林管理署若佐森林

事務所

網走中部森林管理署佐呂間森

林事務所

日高南部森林管理署三石森林

青森県	<p>の二六</p> <p>上川郡新得町屈足柏町五の一の三</p> <p>上川郡新得町屈足柏町五の一の三</p> <p>上川郡新得町屈足柏町五の一の三</p> <p>上川郡新得町屈足柏町五の一の三</p> <p>上川郡新得町屈足柏町五の一の三</p>	<p>事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署新得森林事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署屈足森林事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署ニペソツ森林事務所</p> <p>十勝西部森林管理署東大雪支</p> <p>署トムラウシ森林事務所</p>	三級地	四級地
青森県	<p>東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二五</p> <p>七の一</p> <p>下北郡佐井村大字佐井字大佐井川</p> <p>目三九の四</p>	<p>所</p> <p>青森森林管理署三厩森林事務</p> <p>所</p> <p>下北森林管理署佐井森林事務</p>		

<p>東津軽郡今別町大字今別字西田二 五八の六一三 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 三一の一</p>	<p>青森森林管理署今別森林事務 所 津軽森林管理署深浦森林事務 所</p>	<p>三級地</p>	<p>三級地</p>
<p>十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休 屋四八六</p>	<p>東北地方環境事務所十和田八 幡平国立公園管理事務所</p>	<p>二級地</p>	<p>三級地</p>
<p>五所川原市相内吉野一五の三三一 むつ市脇野沢渡向二九の七</p>	<p>津軽森林管理署金木支署市浦 森林事務所 下北森林管理署脇野沢森林事 務所</p>	<p>二級地</p>	<p>二級地</p>
<p>西津軽郡深浦町大字正道尻字小磯 四九の四 下北郡風間浦村大字易国間字大川</p>	<p>津軽森林管理署岩崎森林事務 所 下北森林管理署易国間森林事 務所</p>	<p>二級地</p>	<p>二級地</p>

岩手県	八幡平市荒屋新町四一の八 八幡平市荒屋新町四一の八	西津軽郡深浦町大字関字豊田八六 の六七	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一 一八 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一 の六七	八 八	むつ市川内町宿野部上野下二一の 八	目六の六四	三戸郡田子町大字田子字釜淵平四 八の一
						務所	三八上北森林管理署田子森林 事務所
	岩手北部森林管理署 岩手北部森林管理署新町森林	津軽森林管理署大戸瀬森林事 務所	六ヶ所原子力規制事務所 林事務所	三八上北森林管理署六ヶ所森 林事務所	下北森林管理署蛎崎森林事務 所	務所	三戸郡田子町大字田子字釜淵平四 八の一
	二級地	一級地			一級地		三戸郡田子町大字田子字釜淵平四 八の一
	三級地	一級地			二級地		三戸郡田子町大字田子字釜淵平四 八の一

			宮城県	秋田県
	下閉伊郡田野畑村菅窪二〇五の四	下閉伊郡岩泉町安家字日蔭一四九の六一	栗原市花山字本沢富ノ原七の一	北秋田市阿仁幸屋渡字前野七の一
事務所	三陸北部森林管理署田野畑森林事務所	三陸北部森林管理署久慈支署 安家森林事務所	宮城北部森林管理署花山森林事務所	米代東部森林管理署上小阿仁支署比立内森林事務所
		二級地	二級地	二級地
		二級地	二級地	三級地
事務所				米代西部森林管理署男鹿森林事務所
				仙北市田沢湖玉川字下水無九二
				男鹿市北浦北浦字五輪野一五六の八
				仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳二の湯沢河川国道事務所秋田駒ヶ

<p>一六</p>	<p>岳山系砂防出張所</p>	<p>一級地</p>	<p>二級地</p>
<p>由利本荘市鳥海町上笹子字下野二 の一五</p> <p>北秋田市小又字家ノ後一二の二</p> <p>北秋田市小又字家ノ後一二の二</p> <p>北秋田市阿仁笑内字金倉五三の六</p> <p>北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 三七六の一三</p> <p>北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 三七六の一三</p> <p>北秋田郡上小阿仁村沖田面字野中 三七六の一三</p>	<p>由利森林管理署笹子森林事務所</p> <p>米代東部森林管理署上小阿仁</p> <p>支署前田森林事務所</p> <p>米代東部森林管理署上小阿仁</p> <p>支署平田森林事務所</p> <p>米代東部森林管理署上小阿仁</p> <p>支署笑内森林事務所</p> <p>米代東部森林管理署上小阿仁</p> <p>支署</p> <p>米代東部森林管理署上小阿仁</p> <p>支署小沢田森林事務所</p>	<p>所</p>	

<p>一八〇〇の二</p> <p>大沼郡昭和村大字小中津川字石仏</p>	<p>田村市都路町古道字新町七二の一</p>	<p>南会津郡南会津町松戸原二四</p> <p>南会津郡南会津町古町字東居平九</p> <p>七</p>	<p>の</p> <p>一</p> <p>南会津郡只見町大字大倉字広田面</p> <p>一四六六</p> <p>南会津郡南会津町山口字村上八六</p>
<p>所</p> <p>会津森林管理署昭和森林事務</p>	<p>所</p> <p>福島森林管理署都路森林事務</p>	<p>ノ花森林事務所</p> <p>会津森林管理署南会津支署湯</p> <p>南森林事務所</p> <p>会津森林管理署南会津支署伊</p>	<p>然保護官事務所</p> <p>会津森林管理署南会津支署小</p> <p>林森林事務所</p> <p>会津森林管理署南会津支署</p>
<p>二級地</p>	<p>二級地</p>		
<p>二級地</p>	<p>三級地</p>		

<p>東白川郡鮫川村大字赤坂中野字宿ノ入四七の一</p> <p>双葉郡川内村大字上川内字早渡一の二四</p> <p>双葉郡川内村大字下川内字石崎三一の五</p> <p>双葉郡葛尾村大字落合字西ノ内七の一</p>	<p>棚倉森林管理署鮫川森林事務所</p> <p>東北農政局地方参事官（震災復興担当）室川内村役場駐在所</p> <p>磐城森林管理署川内森林事務所</p> <p>磐城森林管理署葛尾森林事務所</p> <p>会津森林管理署小野川森林事務所</p>	<p>一級地</p>	<p>二級地</p>
<p>耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯一〇九三の四九六</p> <p>耶麻郡北塩原村大字桧原字剣ヶ峯一〇九三</p>	<p>東北地方環境事務所裏磐梯自然保護官事務所</p>		

栃木県	茨城県	
日光市川俣六四六の一	常陸太田市徳田町上宿三五六の三 常陸太田市小妻町三六七	双葉郡葛尾村大字落合字落合一六 一 石川郡古殿町大字松川字荷市場三
所 日光森林管理署黒部森林事務 所 鬼怒川ダム統合管理事務所川 俣ダム管理支所	所 茨城森林管理署折橋森林事務	所 東北農政局地方参事官（震災 復興担当）室葛尾村役場駐在 所 福島森林管理署白河支署横川 森林事務所
一級地	一級地	一級地
二級地	二級地	一級地

	日光市中三依六四四	日光森林管理署三依森林事務所	一級地	一級地
群馬県	多野郡上野村大字勝山二一七	群馬森林管理署檜原森林事務所	二級地	三級地
	利根郡片品村大字鎌田字下半瀬三八八五の一	関東地方環境事務所片品自然保護官事務所	一級地	二級地
東京都	小笠原村父島字東町一五二	関東森林管理局計画保全部小笠原諸島森林生態系保全センター	六級地	六級地
	小笠原村父島字東町一五二	小笠原総合事務所		
	小笠原村父島字西町	父島気象観測所		
	小笠原村父島字清瀬	小笠原海上保安署		
	小笠原村父島字西町	関東地方環境事務所小笠原自		

新潟県												
佐渡市真野四五七	佐渡市相川三町目新浜町三の三	佐渡市相川三町目新浜町三の三	大島町元町一のの一の四	大島町元町一のの一の四	大島町元町字家の上四四五の九	三宅島三宅村阿古四九七	八丈島八丈町大賀郷二二六三の一	小笠原村母島字静沢				
書陵部多摩陵墓監区事務所真	佐渡税務署	新潟地方法務局佐渡支局	諸島管理官事務所	伊豆国立公園管理事務所伊豆	関東地方環境事務所富士箱根	伊豆大島区検察庁	伊豆大島区検察庁	三宅島火山防災連絡事務所	八丈島区検察庁	保護官事務所	関東地方環境事務所母島自然	然保護官事務所
二級地	三級地	三級地				二級地	三級地	四級地				
三級地	三級地	三級地				二級地	三級地	四級地				

	野部	二級地	二級地
<p>佐渡市中原三四一</p> <p>佐渡市中原三四一</p> <p>佐渡市中原三四一</p> <p>佐渡市両津湊三五三の一</p> <p>佐渡市原黒三三三の三八</p> <p>佐渡市両津夷二六九の八</p> <p>佐渡市八幡九一四の一</p> <p>佐渡市両津夷三の一</p> <p>佐渡市両津夷三八四の一</p> <p>佐渡市新穂正明寺一二七七</p>	<p>新潟刑務所佐渡拘置支所</p> <p>新潟地方検察庁佐渡支部</p> <p>佐渡区検察庁</p> <p>新潟税関支署佐渡監視署</p> <p>佐渡労働基準監督署</p> <p>佐渡公共職業安定所</p> <p>下越森林管理署佐和田森林事務所</p> <p>新潟港湾・空港整備事務所第五建設管理官室両津港出張所</p> <p>佐渡海上保安署</p> <p>関東地方環境事務所佐渡自然</p>		

		富山県	石川県	長野県
	東蒲原郡阿賀町豊川甲四七三の二	中新川郡立山町芦峯寺字松尾三	白山市白峰ホ二五の一	木曾郡王滝村二四七一の一
	保護官事務所	立山砂防事務所水谷出張所	中部地方環境事務所白山自然保護官事務所	木曾森林管理署瀬戸川森林事務所
	下越森林管理署豊川森林事務所			木曾森林管理署南滝越森林事務所
	一級地	四級地	一級地	三級地
	一級地	四級地	一級地	四級地
				木曾郡王滝村二四七一の一
				木曾郡王滝村二四七一の一
				木曾郡王滝村二四七一の一
				木曾郡王滝村二四七一の一
				木曾森林管理署王滝治山事業務所

岐阜県			
大野郡白川村大字鳩谷字北長四三	飯田市南信濃和田二四六四の三	飯田市南信濃八重河内二〇九の五	<p>一</p> <p>木曾郡大桑村大字野尻一二二三の</p> <p>の</p> <p>一</p> <p>下伊那郡大鹿村大字大河原八八三</p> <p>飯田市上村八五八の一〇</p>
飛騨森林管理署白川森林事務	<p>設監督官詰所</p> <p>飯田国道事務所青崩峠道路建</p> <p>砂防出張所</p>	<p>天竜川上流河川事務所遠山川</p> <p>寺森林事務所</p>	<p>国立公園管理事務所上高地管</p> <p>理官事務所</p> <p>南信森林管理署上村森林事務</p> <p>所</p> <p>南信森林管理署大鹿森林事務</p> <p>所</p> <p>木曾森林管理署南木曾支署阿</p> <p>寺森林事務所</p>
三級地		一級地	
三級地		一級地	

静岡県						
	浜松市天竜区水窪町奥領家三二八	三の二 大野郡白川村大字御母衣字コウ島 三一六の二	三の二 高山市奥飛驒温泉郷平湯七六三の 一二	三 高山市高根町上ヶ洞字井ノ口三八	下呂市小坂町湯屋四	高山市荘川町新渕字ぼた下九二
	天竜森林管理署水窪森林事務	所 飛驒森林管理署庄川治山事業	官事務所 国立公園管理事務所平湯管理	務所 信越自然環境事務所中部山岳	所 岐阜森林管理署大洞森林事務	所 飛驒森林管理署荘川森林事務
	二級地			一級地	一級地	二級地
	二級地			一級地	二級地	三級地

和歌山 県	奈良県	
田辺市本宮町切畑二〇九の一 五	田辺市龍神村東四九九の一 吉野郡川上村大字北和田字長屋峯 六一五の五	吉野郡十津川村上野地二四一の四 三 吉野郡十津川村上野地二四一の二 吉野郡下北山村下池原一三六
和歌山森林管理署本宮治山事務所 和歌山森林管理署本宮森林事務所	和歌山森林管理署龍神森林事務所 南近畿土地改良調査管理事務所 所大迫ダム管理所	近畿中国森林管理局奈良森林 管理事務所十津川森林事務所 近畿中国森林管理局奈良森林 管理事務所十津川治山事業所 管理事務所下北山森林事務所
二級地	二級地	二級地
二級地	一級地	二級地

	業所	二級地	二級地
島根県	鹿足郡吉賀町柿木村柿木七六五の五	島根森林管理署柿木森林事務所	
		所	
五	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	松江地方法務局西郷支局	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	境税関支署西郷監視署	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	西郷税務署	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	松江労働基準監督署隠岐の島	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	駐在事務所	
	隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の下九	松江公共職業安定所隠岐の島	
	九の二	出張所	
	隠岐郡隠岐の島町城北町五五	隠岐海上保安署	
	中国四国地方環境事務所大山		

高知県	香川県		徳島県		広島県	
高岡郡梶原町松原五六九の一	高松市庵治町六〇三四の一	三好市東祖谷新居屋七三	三好市東祖谷新居屋七三	那賀郡那賀町長安字向イ二二の一	安芸高田市美土里町生田一七七七の一	庄原市高野町新市一〇七八
四万十森林管理署梶原森林事	国立療養所大島青松園	山事業所 徳島森林管理署祖谷川第二治 山事業所	徳島森林管理署祖谷川第一治 山事業所	那賀川河川事務所	事務所 広島北部森林管理署生桑森林 事務所	事務所 広島北部森林管理署新市森林 事務所
四級地	一級地		一級地	二級地		二級地
四級地	一級地		一級地	二級地		二級地

隠岐国立公園管理事務所隠岐
管理官事務所

	務所		
安芸郡東洋町野根字ハヤウノ東丙 一四八九の一	安芸森林管理署野根森林事務 所	三級地	三級地
安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一	安芸森林管理署魚梁瀬・西川 森林事務所		
七 安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一	安芸森林管理署東川森林事務 所		
七 安芸郡馬路村大字魚梁瀬一〇の一	安芸森林管理署魚梁瀬治山事 業所		
香美市物部町別府三七三の四	高知中部森林管理署別府森林 事務所	二級地	二級地
長岡郡大豊町黒石三四五の七	嶺北森林管理署南小川治山事 業所		

<p>長岡郡大豊町黒石三四五の七</p> <p>長岡郡大豊町東土居一九一の一</p> <p>吾川郡いの町清水上分三八四の一</p> <p>吾川郡いの町長沢三五の二</p> <p>高岡郡四万十町昭和字船戸ノ上り 四二七の三</p> <p>高岡郡四万十町大正字橋詰四六三 の一</p> <p>四万十市西土佐江川崎字上宮地一</p>	<p>嶺北森林管理署吉野川上流治 山事業所</p> <p>四国山地砂防事務所大豊建設 監督官詰所</p> <p>嶺北森林管理署吾北森林事務 所</p> <p>嶺北森林管理署寺川・長沢森 林事務所</p> <p>四万十森林管理署十和森林事 務所</p> <p>四万十森林管理署大正・下津 井森林事務所</p> <p>四万十森林管理署藤の川・黒</p>	<p>一級地</p>	<p>一級地</p>
---	--	------------	------------

	<p>五一の一 安芸郡馬路村馬路字天王堂三八八 八の二 吾川郡仁淀川町高瀬三八一五</p>	<p>尊森林事務所 安芸森林管理署馬路森林事務 所 大渡ダム管理所</p>		
福岡県	<p>一 八女市矢部村北矢部一〇五一の一</p>	<p>所 福岡森林管理署矢部森林事務</p>	二級地	二級地
長崎県	<p>一 対馬市上対馬町比田勝九五八の一 一 対馬市上対馬町比田勝ダラの木九 五六の七 対馬市上対馬町比田勝九五八の一</p>	<p>福岡出入国在留管理局対馬出張所 張所比田勝港国際ターミナル 事務所 厳原税関支署比田勝出張所 門司植物防疫所福岡支所比田 勝分室</p>	四級地	四級地

<p>対馬市峰町三根二の八</p> <p>対馬市上対馬町比田勝一〇〇〇の二三</p> <p>対馬市上県町佐護西里二九五六の五</p>	<p>長崎森林管理署三根森林事務所</p> <p>比田勝海上保安署</p> <p>九州地方環境事務所対馬自然保護官事務所</p>		
<p>対馬市厳原町久田五八七の二</p> <p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p> <p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p> <p>対馬市厳原町中村六四三</p> <p>対馬市厳原町中村六四三</p> <p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>福岡刑務所厳原拘置支所</p> <p>長崎地方法務局対馬支局</p> <p>福岡出入国在留管理局対馬出張所</p> <p>長崎地方検察庁厳原支部</p> <p>厳原区検察庁</p> <p>厳原税関支署</p>	<p>三級地</p>	<p>三級地</p>

<p>対馬市厳原町棧原三八</p>	<p>厳原税務署</p>
<p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>福岡検疫所厳原・比田勝出張所</p>
<p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>対馬労働基準監督署</p>
<p>対馬市厳原町中村六四二の二</p>	<p>対馬公共職業安定所</p>
<p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>動物検疫所門司支所博多出張所 厳原港事務所</p>
<p>対馬市厳原町日吉二九三の二</p>	<p>長崎森林管理署厳原森林事務所</p>
<p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>長崎港湾・空港整備事務所 厳原港分室</p>
<p>対馬市厳原町久田六四五の八</p>	<p>厳原自動車検査登録事務所</p>
<p>対馬市厳原町東里三四一の四二</p>	<p>対馬海上保安部</p>

<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二四の二</p>	<p>長崎地方法務局壱岐支局</p>	<p>二級地</p>
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>長崎地方検察庁壱岐支部</p>	<p>二級地</p>
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>壱岐区検察庁</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>壱岐税務署</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>対馬労働基準監督署壱岐駐在</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>事務所</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町本村触六二〇の四</p>	<p>対馬公共職業安定所壱岐出張</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦六四八の五</p>	<p>所</p>	
<p>壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦六四八の五</p>	<p>壱岐海上保安署</p>	
<p>五島市栄町一の八</p>	<p>長崎刑務所五島拘置支所</p>	
<p>五島市紺屋町一の一</p>	<p>長崎地方法務局五島支局</p>	
<p>五島市紺屋町一の一</p>	<p>長崎地方検察庁五島支部</p>	
<p>五島市紺屋町一の一</p>	<p>五島区検察庁</p>	

	熊本県	
球磨郡五木村甲字西谷七〇二六の	八代市泉町椎原一の二	<p>五島市東浜町二の一の一</p> <p>五島市三尾野二の四の一二</p> <p>五島市東浜町二の一の一</p> <p>五島市福江町七の三</p> <p>五島市武家屋敷一の三の八</p>
川辺川ダム砂防事務所川辺川	<p>熊本南部森林管理署五家荘森林事務所</p>	<p>長崎税関五島監視署</p> <p>福江税務署</p> <p>長崎労働基準監督署五島駐在事務所</p> <p>五島公共職業安定所</p> <p>長崎森林管理署福江森林事務所</p> <p>五島海上保安署</p> <p>九州地方環境事務所五島自然保護官事務所</p>
一級地	二級地	
一級地	二級地	

鹿 児 島	大島郡天城町平土野二六九一の一	えびの市末永一四九五の五	六の一五七	宮崎県 東臼杵郡椎葉村大字下福良一八二	玖珠郡九重町大字田野二六〇の二	大分県 玖珠郡九重町大字野上三四の一	六
群島国立公園管理事務所徳之	沖繩奄美自然環境事務所奄美	九州地方環境事務所霧島錦江 湾国立公園管理事務所えびの 管理官事務所	林事務所	宮崎北部森林管理署上椎葉森	九州地方環境事務所阿蘇く じゅう国立公園管理事務所く じゅう管理官事務所	大分西部森林管理署中村森林 事務所	砂防建設監督官詰所
六級地	一級地	四級地	二級地	六級地	二級地	二級地	
六級地	一級地	四級地	二級地	六級地	二級地	二級地	

	島管理官事務所		
<p>大島郡喜界町大字荒木九〇の二</p> <p>大島郡徳之島町亀津五五三の一</p> <p>大島郡徳之島町亀津七一一の一の二</p>	<p>喜界島農業水利事業所</p> <p>名瀬公共職業安定所徳之島分室</p> <p>鹿児島森林管理署徳之島森林事務所</p>	五級地	五級地
<p>熊毛郡屋久島町栗生一一四〇の四</p> <p>熊毛郡屋久島町安房前岳二七三九の三四三</p> <p>大島郡大和村思勝字腰ノ畑五五一</p> <p>大島郡瀬戸内町大字古仁屋字船津</p>	<p>屋久島森林管理署栗生森林事務所</p> <p>九州地方環境事務所屋久島自然保護官事務所</p> <p>沖縄奄美自然環境事務所奄美群島国立公園管理事務所</p> <p>古仁屋海上保安署</p>	四級地	四級地

三五の一	西之表市西之表一六三一四の六	鹿児島地方法務局種子島出張所	三級地
西之表市西之表一六三一四の六	種子島税務署	種子島公共職業安定所熊毛出張所	三級地
西之表市西之表一六三一四の六	屋久島森林管理署西之表森林事務所	西之表港湾事務所	
西之表市西之表七六〇四	種子島海上保安署	鹿児島刑務所大島拘置支所	
西之表市西之表一六三一四の六	鹿児島地方法務局奄美支局	鹿児島保護観察所奄美駐在官	
西之表市西之表一六三一四の六			
奄美市名瀬入舟町二三の一			
奄美市名瀬矢之脇町一の二			

奄美市名瀬矢之脇町一の二
奄美市名瀬矢之脇町一の二
奄美市名瀬矢之脇町二六の一
奄美市名瀬長浜町一の一
奄美市名瀬長浜町一の一
奄美市名瀬和光町一七〇〇
奄美市名瀬長浜町一の一
奄美市名瀬長浜町一の一
奄美市名瀬長浜町一の一
奄美市名瀬真名津町一の一七
奄美市名瀬長浜町一の三

事務所
鹿児島地方検察庁名瀬支部
名瀬区検察庁
鹿児島財務事務所名瀬出張所
鹿児島税関支署名瀬監視署
大島税務署
国立療養所奄美和光園
名瀬労働基準監督署
名瀬公共職業安定所
門司植物防疫所名瀬支所
鹿児島森林管理署名瀬森林事
務所
西之表港湾事務所第四建設管

奄美市名瀬和光町一二の一	理官室名瀬港出張所
奄美市名瀬矢之脇町二六の一	奄美自動車検査登録事務所
奄美市名瀬矢之脇町二六の一	名瀬測候所
熊毛郡屋久島町宮之浦一五七七の一	奄美海上保安部
一	九州森林管理局計画保全部屋
熊毛郡屋久島町安房一六六の五	久島森林生態系保全センター
熊毛郡屋久島町安房二三七二	屋久島森林管理署
熊毛郡屋久島町安房二三七二	屋久島森林管理署船行森林事務所
熊毛郡屋久島町安房二三七二	事務所
熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の	屋久島森林管理署春牧森林事務所
一九	事務所
	屋久島森林管理署宮之浦森林事務所

		沖繩県	
八重山郡竹富町字古見	八重山郡竹富町字南風見二〇一の 一	島尻郡南大東村字在所三〇六 八重山郡与那国町字与那国九九九 の 一	熊毛郡屋久島町宮之浦二三九五の 一九 熊毛郡屋久島町小瀬田八四九の二 ○
沖繩奄美自然環境事務所西表 所	沖繩森林管理署大原森林事務 所	南大東島地方气象台 石垣税関支署与那国監視署	屋久島森林管理署小瀬田森林 事務所 口永良部島火山防災連絡事務 所
	五級地	六級地	一級地
	五級地	六級地	一級地

	<p>自然保護官事務所</p>		
<p>宮古島市伊良部字佐和田一七三九の四</p> <p>宮古郡多良間村字仲筋外間里三四三</p> <p>八重山郡竹富町字西表六八九</p>	<p>宮古空港・航空路監視レーダー事務所下地島空港分室</p> <p>宮古圏域農業水利事業所</p> <p>沖繩森林管理署租納森林事務所</p>	<p>四級地</p>	<p>四級地</p>
<p>石垣市字登野城五五の四</p> <p>石垣市字登野城五五の四</p> <p>石垣市字石垣四八六の一</p> <p>石垣市美崎町一の一〇</p> <p>石垣市字真栄里上原八六三の一五</p> <p>石垣市字真栄里四一二</p>	<p>八重山財務出張所</p> <p>石垣農林水産センター</p> <p>石垣島農業水利事業所</p> <p>石垣港湾事務所</p> <p>八重山運輸事務所</p> <p>沖繩刑務所八重山刑務支所</p>	<p>三級地</p>	<p>三級地</p>

石垣市字登野城五五の四

石垣市字登野城五五の四

石垣市浜崎町一の一の八

石垣市字登野城五五の一

石垣市字登野城五五の一

石垣市浜崎町一の一の八

石垣市字白保一九六〇の一〇四

石垣市字登野城八

石垣市浜崎町一の一の八

石垣市字白保一九六〇の一〇四

石垣市字登野城五五の四

那覇地方法務局石垣支局

那覇保護観察所石垣駐在官事務所

福岡出入国在留管理局那覇支

局石垣港出張所

那覇地方検察庁石垣支部

石垣区検察庁

石垣税関支署

石垣税関支署石垣空港出張所

石垣税務署

那覇検疫所石垣出張所

那覇検疫所石垣空港出張所

八重山労働基準監督署

石垣市字登野城五五の四

石垣市浜崎町一の一の八

石垣市字白保一九六〇の一〇四

石垣市字登野城五五の四

石垣市盛山二二二の七二

石垣市字登野城四二八

石垣市浜崎町一の一の八

石垣市盛山二二二の二八二

石垣市八島町二の二七

八重山公共職業安定所

那覇植物防疫事務所石垣出張
所

動物検疫所沖繩支所検疫課石
垣分室

九州森林管理局計画保全部西

表森林生態系保全センター

大阪航空局石垣空港出張所

石垣島地方气象台

石垣海上保安部

石垣航空基地

沖繩奄美自然環境事務所石垣

自然保護官事務所

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古財務出張所

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古島農林水産センター

宮古島市平良字下里一〇八の一

宮古圏域農業水利事業所

宮古島市平良字西里七の二一

平良港湾事務所

宮古島市平良字下里一〇三七の一

宮古運輸事務所

宮古島市平良字西里三四五の六

沖繩刑務所宮古拘置支所

宮古島市平良字下里一〇一六

那覇地方法務局宮古島支局

宮古島市平良字下里一〇一六

那覇保護観察所宮古島駐在官

事務所

宮古島市平良字下里一〇八の一

福岡出入国在留管理局那覇支

局宮古島出張所

宮古島市平良字西里三四五

那覇地方検察庁平良支部

宮古島市平良字西里三四五

平良区検察庁

宮古島市平良字西里七の二一

宮古島税関支署

宮古島市平良字東仲宗根八〇七の

宮古島税務署

七

宮古島市平良字下里一〇一六

那覇検疫所平良出張所

宮古島市平良字島尻八八八

国立療養所宮古南静園

宮古島市平良字下里一〇一六

宮古労働基準監督署

宮古島市平良字下里一〇二〇

宮古公共職業安定所

宮古島市平良字西里七の二一

那覇植物防疫事務所平良出張

所

宮古島市平良字下里一〇二〇の一

動物検疫所沖繩支所検疫課平

一

良分室

宮古島市平良字下里一六五七

宮古空港・航空路監視レ

ダ―事務所

<p>宮古島市平良字下里一〇二〇の七 宮古島市平良字西里七の二一 国頭郡国頭村字安波二〇九</p>	<p>宮古島地方气象台 宮古島海上保安部 沖繩森林管理署安波森林事務 所</p>		
<p>島尻郡座間味村字座間味一〇九 国頭郡国頭村字安波川瀬原一三〇 一の二二 国頭郡東村字高江四六六の一</p>	<p>沖繩奄美自然環境事務所慶良 間自然保護官事務所 北部ダム統合管理事務所 沖繩森林管理署高江森林事務 所</p>	<p>二級地</p>	<p>二級地</p>

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特地勤務手当が支給される特地官署

都道 府県	所在地	官署	級別 区分 (冬期)
北海道	士別市朝日町岩尾内七三一四 阿寒郡鶴居村鶴居西四丁目番外地	旭川開発建設部名寄河川事務所岩尾内 ダム管理支所 根釧西部森林管理署鶴居森林事務所	一級地
青森県	むつ市川内町中畑四二 むつ市川内町中畑四二 北津軽郡中泊町大字今泉字神山三一三 の四九 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附五〇四 の三六 三戸郡新郷村大字戸来字館神四〇の四	下北森林管理署東川内森林事務所 下北森林管理署西川内森林事務所 津軽森林管理署金木支署今泉森林事務所 所 六ヶ所保障措置センター 三八上北森林管理署戸来森林事務所	一級地

<p>三戸郡新郷村大字戸来字館神四〇の四</p>	<p>三八上北森林管理署猿辺森林事務所</p>	
<p>岩手県 宮古市川井第五地割一一六の三 宮古市川井第五地割一一六の三 久慈市山形町霜畑第六地割六六の一 岩手郡岩手町大字子抱五の一の一九</p>	<p>三陸北部森林管理署川井森林事務所 三陸北部森林管理署平津戸森林事務所 三陸北部森林管理署久慈支署山形森林事務所 盛岡森林管理署岩手森林事務所</p>	<p>一級地</p>
<p>宮城県 栗原市鶯沢南郷辻前七四の一 刈田郡七ヶ宿町字関一三四の二</p>	<p>宮城北部森林管理署栗原治山事業所 仙台森林管理署七ヶ宿森林事務所</p>	<p>一級地</p>
<p>山形県 最上郡真室川町大字及位四五三の八</p>	<p>山形森林管理署最上支署及位森林事務所</p>	<p>一級地</p>
<p>福島県 岩瀬郡天栄村大字羽鳥字水上五の一 岩瀬郡天栄村大字田良尾字鹿野七四</p>	<p>阿武隈土地改良調査管理事務所羽鳥ダム管理所 福島森林管理署白河支署大平森林事務所</p>	<p>一級地</p>

長野県	福井県	石川県	新潟県	群馬県	栃木県	
塩尻市奈良井七九〇の一四 下伊那郡大鹿村大字大河原八九二	大野市長野三三三長平四の一	白山市白峰八一五〇の一	東蒲原郡阿賀町新谷一六五四の一	利根郡みなかみ町夜後二六	日光市西川四一六	石川郡古殿町大字松川字前木六六の四
天竜川上流河川事務所小渋川砂防出張	九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所	石川森林管理署白峰森林事務所	下越森林管理署三川森林事務所	利根川ダム統合管理事務所藤原ダム管理支所	鬼怒川ダム統合管理事務所湯西川ダム管理支所	所 福島森林管理署白河支署大原森林事務所
一級地	一級地	一級地	一級地	一級地	一級地	

島根県	飯石郡飯南町角井一八九一の二〇	出雲河川事務所志津見ダム管理支所	一級地
岐阜県	下呂市小坂町湯屋四	岐阜森林管理署濁河森林事務所	一級地
	木曾郡南木曾町吾妻三三九八の三 木曾郡木祖村大字藪原一一九一の二七 木曾郡木曾町日義四七七四 北安曇郡白馬村大字北城五五九八の一 下水内郡栄村大字北信三六三〇の二	所 木曾森林管理署南木曾支署蘭森林事務 所 木曾森林管理署藪原森林事務所 飯田国道事務所木曾維持出張所 中信森林管理署白馬森林事務所 北信森林管理署水内森林事務所	

備考

一 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 この表に掲げる官署のうち、冬期以外の期間に特地勤務手当に準ずる手当を支給しない官署は旭川

開発建設部名寄河川事務所岩尾内ダム管理支所、宮城北部森林管理署栗原治山事業所、利根川ダム統
 合管理事務所藤原ダム管理支所、九頭竜川ダム統合管理事務所九頭竜ダム管理支所、天竜川上流河川
 事務所小渋川砂防出張所及び出雲河川事務所志津見ダム管理支所とする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

一 一年を通じて特地勤務手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道	府県	所在地	官署
北海道	北海道	夕張市本町五の五	千歳公共職業安定所夕張出張所
山形県	山形県	酒田市草津字湯ノ台七一の一 最上郡最上町大字富沢八九〇の七	東北地方環境事務所鳥海南麓自然保護官事務所 山形森林管理署最上支署赤倉森林事務所
群馬県	群馬県	利根郡片品村大字鎌田三九五二の七	利根沼田森林管理署鎌田森林事務所

新潟県	岩船郡関川村大字大石字イブリサシ四〇四 の三	羽越河川国道事務所大石ダム管理支所
石川県	白山市白峰八九二 白山市白峰ツ四〇の一	石川森林管理署手取川治山事業所 金沢河川国道事務所白山砂防出張所
山梨県	南巨摩郡南部町内船八一〇六の五八	関東森林管理局山梨森林管理事務所南部森林事 務所
長野県	木曾郡南木曾町読書一九一二の一	木曾森林管理署南木曾支署柿其森林事務所
岐阜県	下呂市小坂町大島一六四三の二 下呂市小坂町大島一六四三の二	岐阜森林管理署 岐阜森林管理署小坂森林事務所
静岡県	浜松市天竜区春野町気田三八〇の二	天竜森林管理署京丸森林事務所
香川県	小豆郡小豆島町坂手甲一八三五の二	小豆島海上保安署
愛媛県	北宇和郡松野町大字目黒六八五	愛媛森林管理署目黒森林事務所
高知県	四万十市西土佐西ヶ方五八六の二	四国森林管理局森林整備部四万十川森林ふれあ

宮崎県	西臼杵郡日之影町大字七折字八戸一九四六の一		宮崎北部森林管理署八戸森林事務所
鹿児島	霧島市牧園町高千穂字丸尾三九三〇		鹿児島森林管理署牧園森林事務所
県	肝属郡錦江町田代川原六八二の九		大隅森林管理署田代森林事務所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

二 冬期に限り特勤手当に準ずる手当が支給される準特地官署

都道		所在地	官署
北海道		上川郡上川町中央町六〇三	北海道地方環境事務所大雪山国立公園管理事務所

富山県	中新川郡立山町芦峯寺字横江割一四の三	富山森林管理署立山森林事務所
長野県	上伊那郡中川村大草六八八四の一九	天竜川ダム統合管理事務所

備考 この表の所在地欄に掲げる所在地の表示は、令和八年四月一日における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(令和九年三月三十一日までの間における特勤勤務手当に関する経過措置)

第二条 この規則による改正後の規則九―五五(以下「改正後の規則」という。)第一条に定めるものほか、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において給与法第十三条の二第一項に規定する特勤官署(以下「特勤官署」という。)であった官署(施行日において特勤官署であるものを除く。)であつて、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、特勤官署とする。

2 施行日の前日において特地方官署であった官署のうち、施行日において次の各号に掲げる官署のいずれかに該当するものに在勤する職員の当該各号に定める特地方勤務手当の月額、規則九―五五第二條第一項の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、俸給及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に定める特地方勤務手当の改正前の規則（この規則による改正前の規則九―五五をいう。以下同じ。）による支給割合から百分の二を減じた支給割合を乗じて得た額とする。

一 第三号に掲げる官署以外の官署であつて、冬期（改正後の規則第二條第二項に規定する「冬期」をいう。以下同じ。）における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署となつたもの 冬期の期間に支給する特地方勤務手当

二 次号に掲げる官署以外の官署であつて、冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割合が低い級別区分である官署又は改正後の規則別表第一の二の表に掲げる特地方官署となつたもの 冬期以外の期間に支給する特地方勤務手当

三 冬期及び冬期以外の期間における改正後の規則による級別区分が改正前の規則によるものより支給割

合が低い級別区分である官署又は前項の規定の適用を受ける官署（改正前の規則第三条各号に掲げる官署を除く。）となったもの 冬期及び冬期以外の期間に支給する特地勤務手当

（令和九年三月三十一日までの間における特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条 施行日の前日において給与法第十四条第一項に規定する準特地官署（以下「準特地官署」という。）であった官署（施行日において特地官署又は準特地官署であるものを除く。）であつて、その所在地が施行日の前日の所在地から変更がないものは、令和九年三月三十一日までの間、準特地官署とする。

この場合において、改正前の規則第四条第三項第二号に掲げる準特地官署であつた官署に在勤する職員には、冬期以外の期間は、給与法第十四条第一項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給しない。

2 前項に規定する官署に在勤する職員については、改正後の規則第四条第二項中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

3 改正後の規則第四条第三項各号に掲げる官署（改正前の規則第四条の規定によりその在勤する職員に対して特地勤務手当に準ずる手当が冬期及び冬期以外の期間に支給されていた官署に限る。）に在勤する職員については、令和八年十月三十一日までの間、規則九―五五第五条第三項及び改正後の規則第四条第三

項の規定にかかわらず、改正後の規則第四条第二項中「百分の五」及び「百分の四」とあるのは「百分の二」と、
「百分の二」とあるのは「百分の一」として、同項の規定を適用する。

(雑則)

第四条 前二条に規定するもののほか、この規則の施行に關し必要な事項は、人事院が定める。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一八〇（扶養手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一八〇―八

人事院規則九一八〇（扶養手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一八〇（扶養手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けて</p>	<p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第二条 給与法第十一条第二項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けて</p>

いる者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 (略)

二 年額百三十万円以上（満十八歳に達する日

後の最初の四月一日から満二十二歳に達する

日以後の最初の三月三十一日までの間にある

者にあつては、年額百五十万円以上）の恒常

的な所得があると見込まれる者

いる者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

一 (略)

二 年額百三十万円以上の恒常的な所得がある

と見込まれる者

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一〇（職員
員の災害補償）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一六一〇―七九

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第八条の二 職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第八条の二 職員が、補償法第四条第一項に規定する期間の各月における通勤について、当該各</p>

月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等、新幹線鉄道等若しくは駐車場等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十九条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第二十一条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日があ

月に普通交通機関等（規則九―二四（通勤手当）第六条に規定する普通交通機関等をいう。）、自動車等若しくは新幹線鉄道等に係る通勤手当の支給を受けた場合又は当該各月に当該通勤手当の支給日（同規則第十六条第一項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）がない場合で当該各月前の直近の当該通勤手当の支給日がある月に当該通勤手当の支給を受けたとき（当該通勤手当について当該各月の前月までに事由発生月（同規則第十八条第二項第一号イに規定する事由発生月をいう。以下この条において同じ。）があるときを除く。）は、当該各月又は当該支給日がある月に支給を

る月に支給を受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十九条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第二十一条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月

受けた当該通勤手当の額をそれぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等（同規則第十六条第一項に規定する支給単位期間等をいう。以下この条において同じ。）の月数で除して得た額（事故発生日（負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日をいう。以下同じ。）の属する月の前月までに当該通勤手当に係る事由発生月があるときは、当該通勤手当の額から当該通勤手当に係る同規則第十八条第二項に定める額を減じた額を、それぞれ当該通勤手当に係る支給単位期間等に係る最初の月から当該事由発生月までの月数で除して得た額）の当該各月ごとの合計額の

ごとの合計額の補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

(平均給与額の計算の特例)

第十二条 (略)

第十三条 採用の日に災害を受けた場合の平均給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 俸給の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整

補償法第四条第一項に規定する期間における総額を、同項に規定する給与の総額の算出の基礎となる通勤手当の額とする。

(平均給与額の計算の特例)

第十二条 (略)

第十三条 採用の日に災害を受けた場合の平均給与額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- 一 給与法第六条第一項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員 俸給の月額、扶養手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額、俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額並びに特地勤務手当

手当の月額並びに特地勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額を三十で除して得た金額

二・三（略）

（給与法第十四条の規定による手当を含む。）の月額の合計額を三十で除して得た金額

二・三（略）

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）に基づき、人事院規則一六一二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年二月十三日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一六一二―一八

人事院規則一六一二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六一二（在外公館に勤務する職員、船員である職員等に係る災害補償の特例）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

(平均給与額の算定)

第二条 (略)

2 (略)

3 在外公館に採用された職員について規則一六

―○第十三条の規定を適用する場合及び補償を行
うべき事由が生じた日に在外公館に勤務する
職員について同規則第十五条第一号の計算を行
う場合には、これらの職員が、それぞれ、本邦
(給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に
係る地域とする。以下同じ。)において採用さ
れ、又は補償を行うべき事由が生じた日に本邦
において勤務しているものとした場合に支給さ
れることとなる俸給の月額、第二種初任給調整

(平均給与額の算定)

第二条 (略)

2 (略)

3 在外公館に採用された職員について規則一六

―○第十三条の規定を適用する場合及び補償を
行うべき事由が生じた日に在外公館に勤務する
職員について同規則第十五条第一号の計算を行
う場合には、これらの職員が、それぞれ、本邦
(給与法第十一条の三第二項第一号の一級地に
係る地域とする。以下同じ。)において採用さ
れ、又は補償を行うべき事由が生じた日に本邦
において勤務しているものとした場合に支給さ
れることとなる俸給の月額、扶養手当の月額並

手当の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、規則一六一〇第十三条第一号に規定する給与とする。

4 離職時において在外公館に勤務していた職員について規則一六一〇第十六条第一号の計算を行う場合には、当該職員が離職時に占めていた官職が本邦に所在する官署に置かれていたものとし、かつ、当該官職に補償を行うべき事由が生じた日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給の月額、第二種初任給調整手当の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地

びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、規則一六一〇第十三条第一号に規定する給与とする。

4 離職時において在外公館に勤務していた職員について規則一六一〇第十六条第一号の計算を行う場合には、当該職員が離職時に占めていた官職が本邦に所在する官署に置かれていたものとし、かつ、当該官職に補償を行うべき事由が生じた日まで引き続き在職していたものとした場合において同日に受けることとなる俸給の月額、扶養手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する地域手当の月額をもつて、同規則

域手当の月額をもつて、同規則第十三条第一号に規定する給与とする。

第十三条第一号に規定する給与とする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

沿 革	昭 52. 3. 31	人事院会議決定	一部改正	昭 52. 3. 31	効力発生
	昭 59. 5. 10	//	//	昭 59. 5. 10	//
	昭 60. 2. 27	//	//	昭 60. 3. 1	//
	昭 60. 12. 12	//	//	昭 60. 12. 21	//
	昭 61. 2. 24	//	//	昭 61. 2. 24	//
	昭 61. 7. 23	//	//	昭 61. 7. 23	//
	昭 62. 3. 17	//	//	昭 62. 3. 20	//
	昭 62. 4. 1	//	//	昭 62. 4. 1	//
	平 12. 8. 11	//	//	平 12. 8. 11	//
	平 16. 5. 28	//	//	平 16. 5. 28	//
	平 18. 1. 18	//	//	平 18. 4. 1	//
	平 21. 3. 18	//	//	平 21. 4. 1	//
	平 21. 6. 19	//	//	平 21. 7. 1	//
	平 24. 11. 30	//	//	平 25. 1. 1	//
	平 25. 4. 26	//	//	平 25. 4. 26	//
	平 26. 2. 21	//	//	平 26. 2. 21	//
	令 6. 3. 21	//	//	令 6. 4. 1	//
	令 7. 3. 27	//	//	令 7. 4. 1	//
	令 8. 2. 12	//	//	令 8. 4. 1	//

人事院会議決定
昭和45年3月24日

人事院規則9—8第49条に基づく人事院の承認について

人事院は、人事院規則9—8第49条の規定に基づく承認の取扱いについて次のとおり決定する。

- 1 事務総長は、次に掲げる事項について、自ら決定し、通知することができる。ただし、特に重要又は異例な事項については、この限りでない。
 - 一 初任給基準を異にする異動若しくはこれに準ずる異動又は俸給表の適用を異にする異動をした場合において、異動後の号俸が異動前の号俸を著しく下回ることとなり、又は部内の均衡を著しく失することとなる者の当該異動後の号俸の決定について承認すること。
 - 二 国家公務員法（昭和22年法律第120号）の規定による免職処分（以下この号において「免職処分」という。）が取り消された場合において、免職処分が取り消された日以後において再び勤務することとなった日の号俸をその前日に受けていた号俸とすることが著しく不相当であると認められる者の号俸の決定について承認すること。
 - 三 新たに職員となった者の号俸を決定するにあたり、経験年数換算表によりその者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を換算する際の換算率を変更した場合において、当該変更前に新たに職員となった者が初任給として受ける号俸が、当該変更以後に新たに職員となった者が初任給として受ける号俸を下回ることとなり、人事管理上支障があると認められるときに、当該変更前に新たに職員となった者の受ける号俸の決定について承認すること。
- 2 給与局長は、前項各号に掲げる事項のうち、先例に従って判断することができるものについて、自ら決定し、事務総長の名で通知することができる。ただし、事務総長が自ら決定する必要があるもの

として指定する場合は、この限りでない。

- 3 給与第二課長は、前項本文に規定する事項のうち、定型的かつ軽易なものについて、自ら決定し、事務総長の名で通知することができる。ただし、給与局長が自ら決定する必要があるものとして指定する場合は、この限りでない。
- 4 事務総長、給与局長及び給与第二課長は、前3項の規定に基づき処理した事項に関して、適時人事院に報告しなければならない。

特地官署等の指定基準

I 特地官署の指定基準

特地官署の指定は、次の基準による。

1 本土に所在する官署

- (1) 本土^{*1}に所在する官署の級別区分は、官署と最寄りの人口集中地区又は準人口集中地区^{*2}（以下「人口集中地区等」という。）との間における所要時間に応じて次の表に定める区分とする。ただし、公共施設等が近隣に所在する官署^{*3}は、特地官署として指定しない。
- (2) 官署と人口集中地区等との間の所要時間は、これらの間の距離^{*4}に基づき、電子地図を用いて算出したものとする。
- (3) 道路を利用することが困難な場合その他特別の事情があると認められる場合には、当該事情、近隣官署の級別区分の状況等を勘案した級別区分とする。
- (4) 本基準により級別区分を決定した結果、級別区分が現行よりも引下げとなる場合には、激変緩和のための措置として、引下げは1級下位の区分までとする。この際、1級地から非支給地に引下げとなる場合については、準特地とする。（離島に所在する官署においても同じ。）

官署と最寄りの人口集中地区等との間における所要時間	級別区分
120分以上	3級地 宿舎 ^{*5} と最寄りの人口集中地区等との間における所要時間が120分以上の場合には4級地
90分以上120分未満	2級地 宿舎と最寄りの人口集中地区等との間における所要時間が90分以上の場合には3級地

60 分以上 90 分未満	1 級地	宿舎と最寄りの人口集中地区等との間における所要時間が 60 分以上の場合には 2 級地
備考 寒冷地域に所在する官署* ⁶ については、冬期（11 月から 3 月まで）に限り、所要時間に 1.2 を乗じて得た時間を所要時間とみなしてこの表を適用する。		

【用語の意味】

- * 1 「本土」とは、北海道、本州、四国、九州又は沖縄の本島及びそれらと架橋されている島をいう。
- * 2 「人口集中地区又は準人口集中地区」とは、国勢調査により設定された人口集中地区又は準人口集中地区をいう。
- * 3 「公共施設等が近隣に所在する官署」とは、官署と小学校、中学校、郵便局、市役所又は町村役場、病院、金融機関及びスーパーマーケットとの間のそれぞれの距離の平均が 2 km 未満である官署をいう。
- * 4 「距離」は、官署と人口集中地区等の外縁までの間の自動車により一般に利用しうる最短の経路の長さによる。
- * 5 「宿舎」とは、最も多くの職員が居住する宿舎（居住者数が同数である場合には、最も官署に近い宿舎）をいう。宿舎に係る所要時間の算出は、官署に係る所要時間の算出の例による。
- * 6 「寒冷地域に所在する官署」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 24 年法律第 200 号)第 1 条第 1 号に規定する地域に所在する官署及び同条第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める官署をいう。

2 離島に所在する官署

- (1) 離島^{*1}に所在する官署の級別区分は、離島の連絡港^{*2}と本土の間の距離及び月間航行回数^{*3}に応じて次の表に定める区分とする。
- (2) 官署と島の中心的地帯との間における所要時間^{*4}が30分以上である場合その他特別の事情があると認められる場合には、1級上位の級別区分とする。

月間航行回数 \ 距離	300km 以上	90km 以上 300km 未満	90km 未満
	30 回未満	6 級地	5 級地
30 回以上 90 回未満	5 級地	4 級地	3 級地
90 回以上 240 回未満	4 級地	3 級地	2 級地
240 回以上 360 回未満	3 級地	2 級地	1 級地

備考 次に掲げる場合は1級下位の級別区分（1級地にあっては準特地）とする。

一 島内に人口集中地区等が設定（人口3万人以上の市町村に設定されているものに限る。）されているとき。

二 所要時間が60分未満で東京都（島しょ部を除く。）に連絡する定期便があるとき^{*5}。

【用語の意味】

- *1 「離島」とは、「本土」以外の島をいう。
- *2 「連絡港」とは、官署所在の離島に所在する港で、本土との間を連絡する最も主要な船便の入出港をいう。
- *3 「航行回数」とは、定期船便の往復航行回数、定期高速船便の往復航行回数の2分の1及び定期航空便の往復運行回数の4分の1を合計した回数とする。なお、本土との間に定期便がないため、又はその便数が僅かであるため、他の離島を経由して本土へ航行するのが通常である離島の航行回数は、当該経由する他の離島と同様とする。
- *4 所要時間の算出は、本土に所在する官署に係る所要時間の算出の例による。
- *5 当該定期便が月間30往復未満である場合を除く。

II 準特地官署の指定基準

本土における準特地官署の指定は、官署と最寄りの人口集中地区等との間における所要時間が40分以上であることを基本とし、宿舎の所

在地の状況、道路を利用することが困難な場合その他特別の事情を勘案し、決定する。

また、離島における準特地官署の指定については、Iの2の表の備考に掲げる官署のほか、離島の連絡港と本土の間の月間航行回数が360回以上の離島に所在する官署のうちIの2(2)に掲げる場合と同様の事情にある官署とする。

III 適用日

この基準は、令和8年4月1日以降に施行される特地官署等の指定から適用する。